

# 権威と「理性」と法(四)

—イギリス法における—

下山瑛二

## 一 序論（三巻一号）

### 二 本論

#### 第一章 「世俗的」権威と「理性」論 はしがき

##### 第一節 教皇の権威と世俗的権力

序—聖俗二権威とその統合とウェイトの変化—世俗権力の独立と構成

##### 第一款 教皇の裁治権

###### 一 教会の法的権力

###### 二 中世後期における教会の現世の「裁治権」の確立（三巻二号、四巻一号）

###### 三 イギリスの特殊性——複雑性（以下本号及び次号）

###### 四 聖俗裁判権競合の前提

##### 第二款 世俗裁判権

##### 第三款 教会世俗裁判権

##### 第四款 聖俗裁判権の競合

##### 第二節 教皇の「権威」からの解放と人間社会の自立的「権威」の抬頭

##### 第三節 人間の「理性」論と「権威」の問題提起の過程

第四節 聖俗裁判権の競合と補完——イギリス法

第二章 法と「理性」論——宗教改革前

第三章 「自然的理性」と「人為的理性」

### 三 むすびに代えて

## 二 本論

### 第一章 「世俗的」権威と「理性」論（続）

#### 第一節 教皇庁の権威と世俗的権力（続）

##### 第一款 教皇庁の裁治権（続）

###### 三 イギリスの特殊性・複雜性を見る前提——三点

(一) イギリスの特殊性・複雜性を見る前提——三点

本項ではじめてイギリス法におけるこの問題の考察に入るわけであるが、本稿のテーマからいえば、なおその前提条件の探索段階に過ぎぬ。そこで、この項において、「イギリス法における特殊性」という見出しを付したことに関する問題意識をはじめに述べておきたい。

まず本項において「特殊性」という概念を使用した意義について触れておきたい。

ここで、イギリス法の特殊性という概念を使用する場合に、概念使用の作法からみれば些か曖昧なものがあるという

指摘を受けるかも知れぬが、私は二重の意味を含めてこの概念を使用している。それは、ローマ教会の教会法と教会裁判所体制に対し、イギリスの教会法と教会裁判所体制がもつ「特殊性」と、イタリー、フランスのそれらに対するイギリスの「特殊性」という意味とを含んでいる。両者は、違った次元の問題であるが、本稿のテーマとの関連でいえば、この両者を併せて警見しておくことが、本稿の課題にアプローチする前提になると考えたからである。すなわち、後に考察するように、一四世紀初頭までのイギリスの教会裁判所体制は、ローマ教会の「普遍的権威」の下にあり、上訴機構を通じて支配されていた。その意味では、イギリスと他の大陸諸国と相違はない。しかし、それにもかかわらず、地域的特性を生み出してきていた。それは、ローマ教会の「普遍的権威」の支配といつても、現実の社会の中において、その「権威」の及ぶ様相は地域地域によつて違い、ここに、地域的特性を生み出してくる。かかる意味での「特殊性」は、大陸の諸地方でも同様であり、ローマ教会の「普遍的権威」の現実の普及形態は絶えず「特殊性」を通じて具現化されてくる。しかし、イギリスの場合には、教会権力と世俗権力との関係が、大陸諸国と殊に異つた状況にあつたとしばしば指摘され、すでにその「特殊性」がこの時期に現われているという指摘が法学の間では支配的見解とでもいいうる状況になつてゐる。かかる意味では、その「特殊性」を大陸における教会権力と世俗権力との関係に比して分析しておかねばならなくなるであろう。そして、かかる二重の意味の「特殊性」を念頭におきながら、そのような要素の生み出されてくる原因の探求もしておきたいというのが、本項の見出しで「特殊性」概念を使用した所以である。

そこです、イギリス法における本稿の課題を考究する場合に、序論で言及した如く、近代法の基礎となる自然法論あるいは理性論が一七世紀において大陸と質的相違をなぜ生ぜさせたのかという点が重要であり、その分岐の前提となる法分野における内在的変質過程が、この中世後期に準備されたのではないかという問題意識をもつた点を想起されたい。しかしこの時期のイギリス法に関する個々の研究は相当数に上っているが、大陸との分岐点を探り、その特殊性を

掲示するための包括的考察としては、必ずしも豊富ではないようと思われる。それは一国史的史観による考察に災いされてきたともいえるであろう。それはまた、これまでこのような包括的考察をする程、この課題に対する問題意識が学界においても成熟していなかつたためであろう。<sup>(3)</sup> ところで未だかかる研究状況の下にあるとき、外国にいる私がこの課題に取り組んでいること自体、ある意味では無謀の試みといえるかも知れない。しかし、これまた序論で問題提起した如く、現代における法的諸見解の大きな対立の起点を探索する作業の一環として、この問題を考えざるをえないため、問題提起的な考察であったとしても試みざるをえなかつたことを繰り返し強調せざるをえない。また、外国にいるが故に、物事を客観的に把握しなければならぬことも強く要求されてくるし、また、自国の法律家の場合には、その実践的要請からくる課題がどうしても前面に立ち、バイアスがかかり、原理論的把握が疎かになることはすでにメートランドによつても指摘されたところである。<sup>(4)</sup>

ところで他方、従来この問題に対するアプローチは、イギリス法の形成がコモン・ローの自生的発展であるかの如く叙述されてきたことにより、本稿の課題は解きがたいものになつてゐる。そのためもう一度、大陸からの影響を見ながら、その外来的要因の影響を再検討せねばならないと私は考えた。すなわち、大陸の世俗法と世俗裁判所が教会法と教会裁判所をモデルにしながら、その形態を整えていったといわれる点を重視し、イギリスにおいて、ローマ・カトリック教会の支配下という同様の条件の下にありながら、その影響が何故大陸と異なつた特殊性を帶びてきたのかを考えて見ねばならなくなるというのが本項での中心課題になつてくる。しかしその作業の中には、その特殊性の内に、教会の「権威」から地域的世俗権力が「権威」を獲得する一つの契機を摘出しうるのではないかという問題意識も含まれている。

かかる見地からみると、敢えて私は次ぎの三点を、イギリスにおける教会裁判権の特殊性を考察する前提として取

り上げることにした。

① その第一は、当時のヨーロッパの文化の発信地はどこかという点を問題視し、イギリスとローマの時間的空間的距離の問題を考えておかねばならぬ。それは、イギリス法を島国という地理的条件に基づく自主的発展の成果とのみ見るのではなく、より大きな文化圏を描き、その拠点からの伝播状況を確かめておく必要性があるのではないかと考えたからである。一口でいえば、イギリスの文化の後進的状況を考慮せねばならないということである。

② 第二、第三は歴史的分歧を探索する課題からの問題設定である。第二は、イギリスがノルマンの植民地として出发した点、そして、大陸と同類の君主諸侯の下に統治された点を低く評価してよいかという点に関する考察である。

③ そしてそれは第三の、イギリスの国王が、大陸の領土を喪失し、複合国家を解消したことにより、イギリスの制度を特殊にどのように形成していくかという問題に関わるものである。その点をめぐって展開することにより、イギリスにおける教皇の裁治権の特殊状況がどのように影響を受けたかを把握せねばならないと考えたからである。

これらの点の考究は、まさになぜ「普遍的」な教会の「権威」が、「地域的断片的」な世俗的「権威」に代わっていったのかという問題にアプローチする鍵を握っているように思われたからもある。

ところで、イギリス法が大陸法と異なった特殊性を獲得する契機は、一般的には世俗法に係わる中央集権的なコモン・ロウ裁判所とイング・オヴ・コートの早期確立として特徴づけられてきた。そしてイギリス法を語る場合に、この自主的過程がローマ法の継承を妨げた主要な要因であるかの如く言われてきた。しかし、これまでの考察で知りうるが如く、コモン・ロウとローマ法との競合関係と、ローマ法に対するコモン・ロウの優越性という図式は、果して妥当性があるのか疑問に思われた。<sup>(6)</sup> コモン・ロウの「自主」性の問題は後に触れるとして、例えば、ローマ法といつてもローマ法そのものが当時世俗法として機能していたわけではないことは、すでにブラックネットのローマ法の浸透状況に触れたと

き言及した。慣習法化したローマ法と、学識法として再現されたローマ法がそこには存在しており、従つて、コモン・ロウとの比較といつても、いかなるローマ法と比較するのかがまず問題とされねばならぬし、時代的要素を越えて古典的なローマ法（例えば、ユスティニアヌス法典）との並列的機能状況を想定して、その比較をすることは、本稿の目的に關わる比較研究として採択できないと考えた。

また他方において、ローマ法といつても、イギリスにおけるローマ・カノン法が世俗法たるコモン・ロウと競合関係に立つていたという想定に立つならば、それは本稿の探求の範囲内に入つているが、その場合にもその前提として従来の捉え方のように、教会裁判所との關係において、「自主的」な中央集権的な国王裁判所の早期確立ということがイギリス法の特殊性を現出したものとして捉えてよいのか疑問が残つてくる。そこで、この問題の前提となるイギリスにおける教会裁判所とカノン法の特殊性、また、それらのコモン・ロウとコモン・ロウ裁判所への影響について、もう少し検討をしておく必要に迫られてくると考えられる。そこで本項では、ほぼ一三世紀末までの教会裁判所とカノン法に関するイギリスの特殊性、複雑性について概観し、その特徴をここで摘要しておくことを意図してみたい。さらに、本稿は、イギリス法が中心となるので、大陸の箇所では触れられないような具体的事例にも必要な限りで言及してみたい。

- (1) 私はこの点について特に次ぎの二点に留意している。その第一はなぜイギリスにおいて、クックの如き「自然的理性」に対して「人為的理性」論が抬頭したのか、第二は、グロティウスの自然法論をうけながら大陸の自然法論が、なぜボップズやロックの自然法論と異った大陸における近代國家構造の基礎理論を提供したのか、という点を問題にしてる。
- (2) イギリスの中世の研究状況は、個別的研究では、極めて細部に亘り検証が行われていては弁えているつもりである。ただ、ここでは法制度の基底的諸觀念間の連関性をどう把握したらよいかという問題史的視点からアプローチしているので、細部の研究と全体像との関連についてまで考察の手を伸べることは差し控え、大雑把で

はあるが、その問題設定に関連あると思われるものを素材としてアプローチした。J=O=ホウルト歴史学論文集『中世イギリスの法と社会』、城戸毅監訳、刀水書房、一九九〇年、〔第七章近年におけるイギリス中世史研究の発展〕一八九頁以下。

(3) 現在ではECC統合に関連して、かかる諸国の法体系の相違を過去に遡って検討しておかねばならぬという意識は生れてゐており、まだ、そのための研究条件も漸く熟してきたように見受けられる。

(4) Maitland, English Legal History, in The Collected Papers of Frederic William Maitland, ed. by H. A. L. Fisher, 1911, vol. 2, p.23.

(5) Caenegem, op. cit., p.7~8, 記九—一〇頁。

(6) 我が國の英米法の紹介を若干のテキストに当つて見ると直ぐに解るように、一一一三世紀におけるローマ法とカヤン・ロカとの關係に関する把握の仕方に著者間で微妙な違いのあることを認識しうるであろうが、ただ全体的に見れば、これらのテキストは、等しく英米の現代の著書を主として基礎において紹介したものであるといえよう。高柳、前掲五四頁以下、田中、前掲上四頁以下、伊藤・田島、『英米法』、筑摩書房、昭和六〇年、一一四頁以下。cf. Holdsworth, op. cit., vol. 2, p.286. しかし、当時において、コモン・ローとローマ法という法的次元における二元的対立構造が存在しているものとして、それを把握しているところに疑問を感じる。言い換えれば、当時コモン・ローという法体系がすでに完成形態にまで到達していなかったことを留意しておかねばならぬ。そこには、管轄問題もあつたし、ことに聖職禄の中心をなす土地保有關係、それに関連する相続問題、秩序維持を巡る管轄問題等の問題は、王権と教権の激しい争いの場であり、ひいてはローマ・カノン法の適用の有無の問題になつていていたことは事実である。たしかにそれは、王権と教権の争いの問題で法次元そのものの問題ではないかも知れぬが、そのことは大陸の場合においても形態を異にして存在した問題であり、その相違こそが後の法体系形成の相違にどう影響したかを考える契機となるであろう。しかし、それらの対立が、未だ定着化しない浮動の状態における政治的抗争の状況を呈していくことも留意しておかねばならぬであろう。

## （1） イギリスの複雜性を見る前提——イギリス法でなくアングロ・ノルマン法体制

そもそも一二一三世紀のイギリスの状況を見る場合に、これまでしばしば「イギリス」とが「イングランド」という概念を使用してきたが、はたしてこのような名称の「國」が当時存在したのかという点に、迂遠ではあるが言及するこ

とからまず始めねばならない。先にも触れた如く、イギリスは大陸と異なり、この時期に早期に自主的な中央の裁判制度が確立し、ローマ法ないしローマ・カノン法の支配する余地が制限されていたというのが通常の把握になつていてことに関連し、この点への言及は不可欠のものと考えたからである。尤も、この点に関し、かかる図式が大まかには妥当する面があるとしても、ここで今日言うイギリスというものを前提にして物事を考えてよいかという疑問が、いろいろの方面から提起されてきることにも留意しておく必要性がある。

まずこの点に関し、一般の歴史家の間からは既に提起され、論議を残しつつも既に支配的になりつつある見解に触れておきたい。それは、大陸の対岸にいたノルマン人が、征服により征服者の体制を敷いたもので、アングロ・サクソンの体制の継承そのものではない。したがつてそこでは、一般的に、ドーバー海峡の彼我で支配体制に相違をもたらす契機は見出しえない。ただ一つその契機を見出しうるとするならば、ウィリアム征服王がフランスの政治形態の悪弊を避けるために、イギリスではより純粹な形態で構成した統治形態を作り上げたといわれている。そこにはイギリスという国民国家があつたわけではないという見解がある<sup>(1)</sup>。この見解を要約すれば、イギリスにおける特殊性は、その制度の自主性にあるのではなく、その制度が人為的所産に由来するとしている点にあるということにもなる。

次に、法制史家では、既にメートランドによつて暗示されているが、むしろここではイギリス以外の研究者の一人であるカネヘムなどによつて提起されてきている見解をみるのも良いかも知れぬ。すなわち、彼はヘンリー二世の時代でもなお大陸と基本的には同質の体制であつたことを強調する。すなわち、

「初期中世から一二世紀半ばに至るまでずっとイングランド法とヨーロッパ大陸法は一つの法系、すなわち実体法上も手続法上もゲルマン、封建法体系にはつきり属していた。」「一世紀後には状況は一変した。ローマ法及びローマ・カノン法的訴訟手続がヨーロッパ大陸の多くの地域で生活を変えつつあつたが（しかもその他の地域でも引き続きそ

うなることになつていて)、他方イングランドでは、全王国に共通の土着法が興り、しかもそれは大陸の新流行の実体法及び訴訟手続から自由であつたし、又自由であり続けたのである。」「この分裂が生じた瞬間はきわめて正確に指示することができる。それはヘンリー二世時代であり、この時代に裁判機構及び訴訟手続のある一定の改革が達成され、その改革によつてイングランド法は、ローマ法が登場する以前に近代化され、それはきわめて広範にわたりしかも即座に成功を収めたので、新ローマ的規範が利用可能となる後の世紀ではこの土着の体系を放棄する必要が全く感じられないほどになつた。<sup>(3)</sup>」(傍点筆者)。

ここまででは、カネヘムが「近代化」概念を使用した点は気に懸かるし<sup>(4)</sup>、またヘンリー二世の時代にすでに「近代化」したという評価にも疑問があり、また基本的には従来の諸見解と同一の軌道を走つてゐるようと思われる。しかし、次ぎの指摘を無視することはできない。すなわち、

「この重大な刷新がイングランドだけのあるいはイングランド特有の事件ではなく、いろいろな意味でアングロ・ノルマン的事件であったことは、決して忘れられてはならない。ヘンリー二世は、その支配下にあるイングランドのみならずノルマン公国にも、新体系の令状及び陪審を導入した。又ルアン及びウエストミンスターにある公及び国王の裁判所で司られた封建法は同じであり、裁判官もフランス語を話す同一の騎士階層に属し、しばしば同時にノルマンディにはその古来の家産たる土地を、イングランドにはその新たに取得した土地を有していた(これらすべては同一人たる国王兼公のヘンリー二世、プランタジネットから直接・間接に封建的に保有していた)のである。アングロ・ノルマン法を純粹なイングランド法に変えたのは、フランス君主制によるノルマンディの征服と、ローマ法を吹き込まれたフランス法の同公国への漸次の導入だったのである。イングランドのコモン・ローになつたものは、イギリス海峡によつて分けられていたのではなく接合されていた王国と公国に共有されていたアングロ・ノルマン法として出

発したのである。島国性の特徴となるものは、最初は全く島国的ではなかつたのである。<sup>(5)</sup>」（傍点筆者）。

したがつて、ここでは、カネヘムは、「フランス」の「ノルマンディ」征服に、英仏の法制の分岐の契機を求めていたが、既に瞥見した如く、フランスでは世俗法と世俗裁判所に対する教会法と教会裁判所の優越性が一二一三世紀に確立し、その影響力が世俗裁判所に及んでいたとするならば、まさにイングランドへの教会法と教会裁判所の影響力は大陸のそれに比し弱かつたということになり、その契機が何かという点を探求せねばならぬことになつてくるであろう。

前述の如く、宗教改革前のイギリスの場合にも、教会法は基本的には大陸と変わりがないと言われている。しかし、実は世俗裁判所との管轄権の競合関係では、若干異なつた側面があり、ここにその特殊性を摘示しなければならない研究課題が生じてくる。<sup>(6)</sup> そこでここではまず基本的に同一の基盤の上に立ちながらその相違がもたらされた所以と、教会裁判所とその管轄が大陸において基本的に完成した図に対するイギリスの特殊性を、時代的断面図に則して考察し摘示しておかねばならなくなると考えている。

すでに瞥見した如く、大陸における教会法と教会裁判所の歴史的変遷<sup>(7)</sup>は、一二世紀をもつてその成熟期に到達したと見るにしても、時代時代で大きく内容を変化させてきている。そこでイギリスの教会法を見る場合に、大陸の場合とパラレルに時代区分してその変化を捉えて見ることが、その競合関係を知る上でまず重要と考へた。<sup>(8)</sup> そこで、以下の如く大きく時期区分をしてみ、それを念頭におきながら考察を進めることとした。すなわち、

- ① グラチアヌス教令集が現われる一一四〇年までの初期の時代。この時代は通常 *ius antiquum* 「古き法」と称せられており、この時代では、私的個人によるいろいろの実体と大きさの法令収集から教会法は演繹されねばならなかつた時代である。「叙任権闘争の時代」<sup>(9)</sup>
- ② 次は一一四〇年から宗教改革までの時代である。この時代は *ius novum* 「新しき法」として知られている時代で

ある。この時代は教会法は、教皇庁の「権威」から発せられた法典より演繹されてくると考えられた時代である。<sup>(10)</sup>

そこでこの時期の法源についてみると、以下のものがイギリスにおいてもその半だるみのとれている。しかもそれはすべて一一四〇年以降のものである。

① 一一四〇年のグラチアヌスの教令集 *The Decretum of Gratian* [前出、第1章第1節第1款(1)参照<sup>⑯</sup>]

② 一一三四年のグレゴリウス九世の教令 *The Decretals of Gregory IX*, 1234.<sup>(11)</sup>

③ 一二九八年のボニファティウス八世の教令集第六書 *The Sext of Boniface VIII*, 1298.<sup>(12)</sup>

④ 一二一七年のクレメント五世の教令集 *The Clementines of Clement V*, 1317.<sup>(13)</sup>

ところで、ホールズワースは、その著書「イギリス法制史」において、後にも述べるようにこの時期におけるイギリ

スの教会裁判権の範囲はある点で大陸より広いと指摘した<sup>(14)</sup>。したがって、基本的に同一の教皇庁の管轄範囲内にあっても、イギリスにおける教会法の状態は、それなりに特殊性を含んでいるという疑問はすぐ湧いてくる。それに、イギリスには大陸にない世俗の制定法が存在し、それも世俗権力の強さに比例して、教会裁判権の制約となつてくることは間うまでもない。そこでこのような分岐は、イギリスの特殊性を反映するのではなくかという疑念に当然連なつてくるだろう。いま一例を挙げれば短命ではあつたがクラレンデン憲章 *The Constitution of Clarendon* が代表的であつたといえよう。

したがつて、まず一二世紀までの段階においても、イギリスにおけるローマ・カトリック教会の裁治権は大陸のその一環を形成しながら、イギリス特有の複雑性を呈示していたのではないかという疑問は容易に生じる。そこで本項では、その点についても若干触れ、後にイギリスの聖俗裁判権の抗争の特殊性を考察する前提としておきたいと思う。

尤も、イギリスについて常に感じることは、ノルマン征服からイギリス法について語り出される場合が多いが、はたしてそれで良いのかという疑念に駆られてくる点である。先にも触れた如く、カノン法と世俗法との関係は、その土地における慣習法との混合、融和関係が重要なモメントになつてゐる。その時、ノルマン以前の慣習、すなわち、アングロ・サクソンの慣習、あるいは、デーン人の慣習、さらに、ノルマン人が当時ヨーロッパ大陸のかなりの地方を征服していたが、その地方地方の慣習が、どのように、イギリス法の形成に係わり合つたのかという点が気に懸かつてくる。「第一章第一節第二款二(三)参照」。先程は、ドーバーの両岸で相違がないという指摘を紹介したが、世俗法の分野では反対に夫々の地域地域で慣習法が支配していたことも周知の事実である。確かに、ノルマンディ公ウイリアムの征服は、中央政府ならびにイギリスにおける司教について、極力ノルマン化をはかり、アングロ・サクソン文化を葬り去ろうとしたが<sup>(15)</sup>、それがイギリスの底辺にまで及んだか否かはメートランドの指摘するが如く別である。しかしそれは英仏間、あるいは、大陸とイギリスの違いというのではなく、もっと狭い地域地域での相違ということであり、その次元まで考察のメスを入れて、この問題は考えねばならぬとは思うが<sup>(16)</sup>、その総括的な全体像ももたぬ私としては、イギリスの特殊性、複雑性といった大雑把な検討をまず行って、その特殊性を些かでも摘示することができたらという見地でかかる作業を試みるものであることも断わつておきたい。<sup>(17)</sup>

なお付言すれば、これまでも引用してきたスワンソンは、イギリスの教会体制を理論の上では現実との背反面を摘示しうるとしても、具体的現実を把握するに必要な資料が、いかに不足しているかを嘆いている。<sup>(18)</sup>したがつて、ここでは問題提起の意味で取り上げてることも留意しておいて欲しい。

そこでイギリスの場合に、大陸と異なつた要素が如何に存在するかという点をみると、考察の順序として、(一)まずイギリスとローマとの関係がこの時期にどのようなものであつたかを概観しておく必要がある。(二)第二に、イギリスの教

会法をみる場合の複雑化をもたらした要因について概観しておかねばならないであろう。〔三〕第三に、この期のカノン法の性格に関する有名なスタブズとメートランドの論争の要点を現代的観点から見てどう評価されているかということに言及しておこう」とが便宜かと考える。四そして最後に、この時期のイギリスの教会裁判所の機構・管轄・手続事項を眺めてその特殊性を摘示しておきたい。

(1) 例えば、富沢靈岸『イギリス中世史』、一九八八年、ミネルヴァ書房、ii頁。「今日、従来のイギリス史が近代化の先頭を切つて近代化のサンプルを示した国歴史として美化されるあまりに、一国史的史觀の下で叙述されがちであり、アングロ・サクソン民族定着後の北欧スカンディナヴィア半島、および、デンマークからの影響、その後の大陸フランスとの関係などが軽視されていたことが強く反省されている情況がある。」なお富沢は、大陸國家から島国国家への転換点をエドワード一世以降に求めている。前掲iii頁。

ノルマン人については武田龍夫『物語北欧の歴史——モデル国家の生成』、一九九三年、中央公論社（中公文庫）、三頁以下。

アングロ・サクソン族のノルマン人々の屈服について、Pollock & Maitland, op. cit., vol.1, p.66. プンハム、前掲11〇八頁以下参照。

なお、有光秀行「『アングロ・ノルマン王國』論の歩み」（『中世イングランドの社会と国家』所収）、山川出版社、一九九四年二月、八九頁以下では、イングランシェとノルマンティの一体性を強調するル・ペトゥール Le Patourel に対するグリーン Green やマイケ Bates の相違論の抬頭を紹介している。同時における地域的時間的因素を加味したときの相違論は尤もであるが、政治的に「H」と「B」が、同一人物によって拈出される當時の機構の特殊性をどうにポイントを置いて強調するかに懸かっているようと思料してゐる。

またこの複雑な要素をもつてイギリスの特殊性が「十七世紀以降の論争を象徴する場合」、「よく引用される「ノルマンのへび」論に關係してくるようと思われる。C. Hill, Puritanism and Revolution, Studies in Introduction of the 17th Century, 1958. 紀藤信義訳『ノルマンの輶』、一九六〇年、未来社参照。

(2) Maitland, English Legal History, in The Collected Papers, vol. 2. p.22 et seq.

- (3) Caenegem, op. cit., p.114, 訳111頁。
- (4) Caenegem, op. cit., pp. 85, 95. 訳九一、一〇一頁。カネグムの立場は、ハーヴィー1世の時代までにコモン・ローは確固として確立したから。法を担う主体、法を支配する原理、その体系化の程度、その表現様式、法の実現化を規定する手続の諸側面からみて、「確立した」という意味がどのような内容のものか疑問に感じている。それが近代化の概念内容について私との相違原因になっているものと思ふ。

(5) Caenegem, op. cit., p.115. 訳一一一頁。

なお前出、本論第一章「はじめ」の注(6)で言及した一一世紀からのレジストによるフランスにおける慣習法の文章化の一つピアンゴロ・ノルマンの慣習法集があつたが、ノルマンディーの慣習法集はボーグュジ慣習法集と共に代表的なものとされているが参考しえなかつた。それは、二種類の編纂物で、私法、封建法、手続法、行政法、国王布告、若干の判例が含まれているという。私的編纂物であるが早くから裁判所より法源として認められ、一五八三年の公的編纂の基礎となつたと記されている。渡辺節夫『西欧中世社会経済史関係資料集』、杉山書店、昭和六三年改訂、四六頁。今後のイギリス法研究の課題となるであろう。

なお、初期ノルマン法については、Pollock & Maitland, op. cit., vol.1, p.64 et seq. とくにその法の手続のノルマンディー的性格については、p.74。

また、グラソンが「フランス民事訴訟法の法源と史的研究」(E. Glasson, Les sources de la procédure civile Française, 1881. 塙訳・前出『フランス民事訴訟法史』所収)で指摘している、ローマ法、サリカ法がノルマンディー法を媒介にしてイギリス法に影響を及ぼしたものとの研究についても参考しえなかつた。その点は前掲論文に出でくる指摘を参考するに止どめた。

ついで、陪審の起源論には諸説がある。プラックネット、前掲上一九〇頁以下。これにフォテスキューが陪審制度を大陸の法制度と比較して優れた点としているのと、その点は後述。また、「令状」体制が一体法体系を考える場合にいかなる意味をもつか検討しておかねばならぬ。これが本論の第二款一二で触れたい。

(6) Jenks, A Short History of English Law, 3rd ed. 1924. p.74. 教会裁判所の活動は宗教改革までは大きかつたといふてゐる。

(7) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p.304; vol. 1, p.614 et seq.

(8) Report of the Archbishop's Commission, op. cit., pp.6,7et seq.

(9) Report, op. cit., p.23 et seq.

- (10) Report, op. cit., p.26 et seq.
- (11) マンシヤー・カーブル(1111年—1131)は、異端の探察をもたらす役人に委ねられしむを欲せり、その衝にあたる「聖職者宗教裁判所」を任命し、宗教裁判に公的基礎を与へた。ルルベー、ルシエ(1111)の教令(1131) Helmholz, op. cit., pp.215,249.
- (12) マトマハ、「マギリス教会法」、八代他訳、聖公会、一九九一年、117頁以下。「マニニキベ ハヤカベ」(Clericis laicos, 1296) は、教皇の許可なしに同教會へ修道院が國家に納税する事の弊害を糾したのである。セント・ルの教令は1198年の教令集第六書第三篇に取扱われるのである。Report, op. cit., p.44. Tierney, op. cit., pp.175~6.
- (13) Report, op. cit., pp.43~4.
- (14) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p.304.
- (15) マトマハ、「海賊法」1111年。
- (16) 11世紀初頭における「くわらー」の法 Leges Henrici Primi が書かれた點、だれの大王—Wessex, Mercia and the Danelaw—であるかは複数の史料及び地域特權の複雑性が存在する。G. D. G. Hall, Introduction to the treatise on the laws and customs of the realm of England commonly called Glanvill, 1965, pp.XI~II; Maitland, The Materials for English Legal History, in The Collected Papers of Frederic William Maitland, vol.2, 1911, p.22. メートルハムは、ヘルマハ征服によって、アングロ・サクソン法が「奪われたところの法と反讐して」いる。なおかかる立場からの我が國の研究の一例として、直江真一「謀殺罰金制度考」法制史研究32、法制史研究、昭和五〇年三月、17頁以下参照。
- (17) 例えど、Caenegem, op. cit., pp.36~7. 記四〇頁。やうじは監禁制度がフランス王国の所産である、ヘルマン人が土着の制度として承認され、ヘルマハ征服と共にイギリスへ持ち込んだといわれてゐる。また、グラソノは、「フランス民事訴訟法の法源と歴史発展」のなかで、チャーチ一族の法律および制度は、ヘルマンテイラーの他の諸地方より多く保存されたので、ヘルマハ征服媒介としてイギリスの法に、ある確かな影響を及ぼしたといふ。F. Glasson, Les sources de la procédure civile Française, 1881, 増補版「グラソン『フランス民事訴訟法の法源と歴史的発展』」(据『ヘルマハ民事訴訟法』所収) 1111丸頭。
- (18) Swanson, op. cit., p.27 et seq.

⑩

イギリス法 — ローマ教会の法題 — のイギリス教会

権威と「開港」の問題

ペスト病から宗教改革までの間のイギリスにおける教会と社会の関係を分析したスワンソンは、宗教改革前のイギリス教会とローマ教会の関係について、前述の指摘と同様に、原則として、イギリス教会は国際的な団体の部分を構成し、教皇との関係を維持し、地上の「権威」の項点に置かれた中央集権化されたローマ・カトリック教会のシステムに参加せざるをえなかつたといふ。<sup>(1)</sup>

しかし、私は、本稿の序論において、「アヴィニオンの幽閉」の時期（一二〇九—七六）にイギリスと教皇の関係が稀薄になつたという樺山の指摘を紹介した。一体この二つの指摘は矛盾しているのであらうか、あるいは、それらをどう調和して理解しうるのであらうか。

この点に関しては、スワンソンもまた、イギリスにおけるカトリック教会とローマの関係には、宗教改革まで基本的に変化はなかつたと指摘する<sup>(2)</sup>が、しかし同時に、宗教改革までの一四・五世紀を通じてイギリス国王と教皇の関係は、若干変化が生じてきていることも指摘している。<sup>(3)</sup>

具体例を一つ挙げれば、イギリスの宗教改革直前になると、王権の教皇の聖職禄授任権への干渉は、教皇マルチヌス五世（一四一七—三一）の精力的な努力にも拘わらず、聖職禄授与に関する教皇の関与を事実上廃止してしまつた。教皇の関与は、その点では、司教職の供与だけが残るだけとなつた。しかもそれは通常、国王の指名のみで行われたので、この仕組みは一種のイギリス教会の通謀的開発への変形となつていたといふ。しかもその影には、「王権」と「教権」との通常の衝突が横たわっていた。ことに教皇の死亡の際には、王の宮廷の繁忙な事務にたいして障害をもたらし、その特権付与等に関する事務の遅滞を招いたので、次第に教皇の関与を避ける傾向が生じてきつたといふ。とくに百年戦争を契機として、また、そこに世俗権力の強大化によつて、王権の独自の機構を確立させてきた傾向を見取しうるであろう。そしてここにイギリスの歴史過程における教会裁判所と教会法の特殊性を抽出する一つの契機を見出すことがで

あるものと思う。

さらに、後に述べるが如く教会体制内部においても構造的にローマ教会を維持する核としての階層制に対する別次元の障害が存在した。それは、裁治権の行使に関するものであり、階層の段階を降りるに従つて「権威」の多元化断片化により裁治権の競合をもたらし、さらに行政と管轄上の複雜性の混合をもたらす飛び地の存在によつて、そしてまた、この時期における国内の衝突（バラ戦争）の多くによつて、障害がもたらされた。一般的には、「権威」の地域的断片性、とくに司教区のそれに問題があつたと言われている。そしてそれが地域的状況による相違をもたらす契機を作つてきただとも言われている。

さらにまた人の保有する諸「権威」の特殊性という点も考慮されねばならぬ。すなわち、教会の「権威」に関し、もちろんの点において、托鉢修道士などには司教区からの人的免属性が与えられていたし、この免属性が司教の「権威」に対する大きな挑戦にもなつていたと言える。<sup>(4)</sup> そのこととまた地域地域での特殊性を形成する契機となつてきていた。

その上さらに、教会の統一性という基本的要請にも拘らず、教皇自身が教会の「権威」の断片化をもたらしたもう一つの側面があつたといわれている。この断片性がとくにイギリスにおいては国民教会の発展をもたらした意図せざる要因の一いつであつたともいわれている。<sup>(5)</sup> 例えば、教皇の権力を削減していった事例の一つに教皇派遣大使 nuncio と派遣使節 legate (latere) の存在があり、とくに後者によつてこの傾向は顕著であったという。彼らは特別の任務を嘱任されて派遣されるのであり、広汎な権限を与えられている場合が多く<sup>(6)</sup> た。

イギリスに関する注目すべき事例として、やはり宗教改革前の事象であるが、大法官トマス・モアの前任者トマス・ウルジー Thomas Wolsey の場合を挙げよう。すなわち、その使徒的「権威」を吹きこまれた派遣使節のシステムが、イギリスにおいて、ローマから独立する」との意義をイギリスに反つて鼓吹させたかも知れぬといわれている。それは、

情緒的に、また、制度的に、宗教改革によつて、教皇の派遣使節の権限をカンタベリの大司教に有効に移し、靈界事項において、国王の副王的立場に立たせえた契機となつたとも推測されている。尤も、同時に、かかる派遣使節の権限は制限されていたが、一四〇〇年までには、かかる使節派遣が日常化してきていたという点も忘却しない。<sup>(8)</sup> なお特殊性の起源といふものは曖昧なことが多かつたとも言われていることも付言しておきたい。<sup>(9)</sup>

以上は、宗教改革までの問題状況に触れたものであるが、本款においてまず捉えようとしている一四世紀始めまでの状況については、基本的な点では教皇とイギリス世俗権力の関係は大陸と変わりなかつたと捉えられてきたように思われる。しかしその後の教皇と世俗権力の関係は、教皇自体の「權威」の衰退によりヨーロッパ一般現象として世俗権力が地域的権力として現出してくるが、その点に関し、特殊イギリスとの関係においては、よりイギリス的地理的歴史的特殊性によつて顕在化されてくる側面が大きく、イギリス法を考察する場合には、この点の摘出が不可避のように思われる。〔前出、三二参照。〕

そこで、これまで述べてきたところから、イギリスの特殊性を生む基因として考えられる主要な点を要約するならば、以下の如くになろう。

第一に先にも言及したとおり、イギリスとローマの距離を契機とする時間的因素は無視しえないという点を挙げうる。この点は、私も絶えずイギリスと西欧文化の関係を考える場合に、文化の中心とイギリスとの距離を考慮せねばならないのではないかと考えていた点に係わる。換言すれば、距離に基づく時間的因素というものは、単なるローマまで時間がかかるという意味のみならず、文化の中心から離れており、その中心からの波及効果が生じるのに時間がかかるという意味をもつからである。<sup>(10)</sup>

第二に、イギリス教会が、教皇を頂点とする階層的構造に対して先にも示唆した如く地域的特殊性の要因が働く。<sup>(11)</sup> ブ

レンターノは、一三世紀のイタリー教会といふイタリーの「地域的」教会は、イギリス教会、フランス教会には、実際的見地から見れば未知の存在であったという。<sup>(12)</sup> 尤も地域的特殊性はどこにもある普遍的現象である。しかし、その特殊性がイギリスでどう現われてくるかがここでの問題である。

さらに第三に、教皇自身が、「権威」を特定のものへ嘱託する」とによつてその階層的構造が歪められていたことは先にも触れたが、とくにイギリスの場合にその特殊的状況を探索しておかねばならない。<sup>(13)</sup>

第四に、就中修道会の存在の特殊性がイギリスでどのように現われるかが、一つの問題点として取り上げねばならぬであろう。その特殊性は修道院の管轄と世俗権力における管轄との間における司教職の機能に関し現れだし、さらに、修道院と大聖堂等の在俗教会との間でもその関係は複雑化されたといふ。<sup>(14)</sup> またセント・ジョン団のような存在がその特殊性を生み出してきたといわれている。<sup>(15)</sup> さらにもた、托鉢修道士と大学の機能も重視されねばならない。<sup>(16)</sup>

第五に、司教区のあり方そのものの特殊性がこの問題を複雑化している。一〇五〇年以後除外例の拡大が、一つには矯小な司教区を生み出してきたという。しかし他方、ヨーク司教区のような大きな特殊性をもつた司教区も生み出されてきている。<sup>(17)</sup>

これらについては、時代時代で特殊的意義をもつて現出されてくるので、以下にイギリスの歴史的特殊性として、考察することにする。

(1) Swanson, op. cit., p.1.

(2) Swanson, op. cit., p.1 et seq.

(3) Swanson, op. cit., p.14.

(4) マトマハ、前掲丸三頁引。ト。

(5) Swanson, op. cit., p.15.

(6) Swanson, op. cit., p.15; Pollock & Maitland, op. cit., vol.1, pp.114~5.

(7) Swanson, op. cit., p.16.

(8) Swanson, op. cit., p.16.

(9) Swanson, op. cit., p.18. もの多くは、ヘルマン征服前後の私有教会の遺構によく多いとある。

(10) Pollock & Maitland, op. cit., vol.1, p.120. その時期でのカノン法研究は、一番イタリア人が抜きん出でた。このやつ

ハーブの大学、ペルジオナルの学校が秀でており、イギリスでは特殊の分野で僅かに若干の人物を挙げるにとどが出来るにやがなからむと思われる。

またイタリーは、浙地のイタリー以外のヨーロッパ人、特にアルプス以北の人々にとっては、誰もが一度は訪れてみたゞへ國の聖なる地である。日本『ペペブルク族』講談社現代新書、一九九〇年、六二頁。

(11) Swanson, op. cit., p.15.

(12) Roberto Brentano, Two Churches-England and Italy in the Thirteenth Century, 1988, p.x iii. 但し、ブレンターノ

は、イタリーとイギリスは、ある点では、フランス、ドイツ程かけ離れてないながらたとえぬいてくる。p. xiv. それは羊毛貿易を通じて、イギリス北部の教会は、イタリーのその他の地域の教会よりイタリー北部の商業都市に包摵されてしまったとする。しかし、西都は「おまじない」の点で対照的であったと言つてくる。ibid.

(13) Swanson, op. cit., p.16.

(14) Swanson, op. cit., pp.17,25. マトマハ、前掲丸三頁引。

(15) Swanson, op. cit., pp.24~25.

(16) Swanson, op. cit., p.22 et seq. なおヤハウ・ジエラード・ミリテス・ホスピタレス・サンティ・ヨハニス、Order of the Hospital of St. John (Knights [Hospitallers] of St. John [of Jerusalem], Dhevaliers [hospitaliers] de Saint-Jean-de-Jérusalem, Johanniter ルイ・ド・ヨハニス、ヨハベイ教大事典、前掲丸一〇一頁。十世軍隊代生めだ)[大騎士団の]一〇。第一回の聖ヨハニス病院看護を目的として一〇五〇年に設立された。やがて異教徒討伐の目的も加わり、金ヨーロッパの組織となる。ヨーロッパ騎士団とわが國では呼んでくる。

(17) 托林修道十二月二日付、マトマハ、前掲丸三頁引。大学としていたマトマハ、前掲一七〇頁引。

(18) Swanson, op. cit., p.20.

(19) Swanson, op. cit., p.21. カンタベリーとヨーク大司教との争いは、ムアマン、前掲一〇一頁参照。

#### 四 イギリスの歴史的特殊性

イギリスの複雑性をもたらした要因を歴史的事例に則して考察するとき、歴史的縦軸として捉えた大陸における流れと、イギリスにおける流れの比較をしておく必要性がある。そしてその上で、横軸として、主要な時期における同時代的次元的に捉えた双方の主要な変化の有無を比較しながら、その影響の相互性、あるいは、無関係性について言及しておかねばならない。繰り返し述べるが如く、この時代の状況把握については未知の事柄がなお多いということを前提にしている。ただ教会裁判所における制度的整備が世俗裁判所の制度的整備にどのように影響し、その適用法準則の体系化の必要性が、どのように抬頭し、その結果、「理性論」と「法の権威」との結合を生み出したかという本稿の課題探求の前提として、当面の考察を行うものであることを断わっておきたい。

そこでイギリスの複雑性をみる場合に、これまでの言及した両者の要素を含めて、さらにつぎの如く時期を区分して考察することにする。それは既に言及した如く、イギリス法形成に当たって顕著であった法作成者としてのグランヴィル、ベンリー一世「アラクトンを含め」、エドワード一世を中心にして区分するのが妥当と考えたからである。すなわち、

- ① ノルマン征服から一一四〇年のグラチアヌス教令集頃までの変化との比較（一一一二世紀の革命）、
- ② 紛争権闘争の時期の状況（ベンリー一世、ジョン王）「グランヴィルの時代」一一二世紀、
- ③ 一二世紀中葉のトマスの時期との比較「アラクトンの時代」、
- ④ 一二世紀末のエドワード一世の時代。

スワンソンは、この問題を考察するに当たって、一三五〇年を一つの画期としている。尤もイギリスの場合に、ながらかな社会変化の過程において質的転化がもたらされてくるので、画期という言葉をここで用いるのは適当ではないかも知れぬが、大局的に見て、それ以前の聖俗の激しい管轄権争いは過ぎ去り、一三五〇年と宗教改革までの間を摩擦の過程としてスワンソンが捉えている点は、甚だ興味深い。<sup>(1)</sup>

(イ) ノルマン征服から一一四〇年のグラチアヌス教令集頃までの変化との比較

(1) ノルマン征服の際のウイリアムの植民化政策

ここでのポイントは、先に言及した如く、この時期は、未だローマ教会体制が確立しておらず、ローマ・カノン法の旧法時代であり、また世俗社会の権力が地域地域で私有教会を抱えて優位に立っていた時期である。その時期にヨーロッパ最大の世俗権力をもつノルマンの支配者ウイリアムが教皇の支援の下にイギリスを征服したということ、そのウイリアムはフランス王との間に主従関係を結んでいること、そして、その征服が前述の如くローマから離れた地域で行われたことを前提としてイギリスの特殊性を摘示せねばならないということである。

そこでまずウイリアム征服王の政策の特殊性を摘示することから始めたい。

そもそも「ノルマン・コンクエスト」はイギリスのヨーロッパ化とでも呼んでもよいことの結果であり、最終の承認であるに過ぎないという評価がある。<sup>(2)</sup> この評価はイギリス法史学からは中々指摘されない点と言えるかも知れないが、本稿の視点から見れば重要な指摘であると思われる。

なおこの点が世俗法たるイギリスの法制に与えた影響については、本稿第二款一(三)「イギリスの特殊性」の箇所で言及したい。ここでは、フランスの大封臣でしかも特殊な地位にあるノルマンディ公がイギリス国王になつたということが、いかなる特殊性を生み出すことになつたかという点を重視したいと思う。換言すれば、このことは、イギリスを征

服したウイリアムが、フランス国王がその大諸侯の存在によって非力化されていた経験に鑑み、イギリスでは、かかる大諸侯の存在を介在させぬ封建制を敷こうと心掛けた点にイギリスの特殊性を生み出す契機の一つがあつたということになるし、また、他の要因と絡んで英仏海峡を挟んで彼我の相違をもたらす契機として作用してくることになる。<sup>(4)</sup>

しかしウイリアムの政策は、基本的に大陸から連行した大司教ランフランクの示唆のもとに行われていた。そのことの全体像はこの問題ではないので省略したいが、その限りでは、ウイリアムならびにランフランクの政策と教皇の政策との間には齟齬はなかつたといわれている。<sup>(5)</sup>

ここで注目しておきたい第一は、この政策の一つの結果として、アングロ・サクソン時代から続いた、聖俗裁判官と共に着席し同一裁判所で教会事項と世俗事項を取り扱う慣習に終止符が打たれたことを指摘しよう。<sup>(6)</sup> そしてここに司教も大助祭 archdeacon もその管轄の下における教会事項を処理する自己の裁判所をもつことになったのである。さらにランフランクは、新しい事態に対処するカノンを制定するための全国的な会議も設けた。しかしどうの需要に応じるものはできず、徹底的な法の改訂が必要になってきたという。彼の採った方式は、アングロ・サクソンの法源に基礎をおく代わりに、偽教令 Forged Decretals に基盤をおく教令集を基とすることであった。すなわち、ランフランクは、教皇と改革が必要であるという点では一致していたのである。<sup>(7)</sup> 極端な形で表現すれば、彼の政策は、自生的な法源に依拠するのではなく、人為的な法源に依拠したことになる。

一般に、このウイリアムの政策は、聖俗分離の端緒を切り開いたかの如く暗示されるが、ウイリアムの政策が教皇の政策と基本的な点でマッチしていた点を考慮すれば、聖俗分離の原則をここで樹立されたとみるのは早計であろう。確かに、それは大陸と異なった政策的色彩をイギリスが打ち出す一つの歴史的契機になっていたことは無視しえないが。したがつて、この段階では、具体的には未だ聖俗の二管轄間の競合問題は、全面的に整理されていなかつたという方が

妥当しているように思われる。スワンソンも、そのおおまかな整理ができるのは、一二一三世紀においてのみであると指摘している。<sup>(8)</sup>

しかし、その上でなおその後、教皇とウイリアム・ランフランクとの間に間隙が生じてきた。それは一〇七三年にグレゴリウス七世が就任し、教会の「権威」をイングランドにおいてもさらに強めようとしたことから生じた。その内容は、イングランドの高位聖職者が定期的にローマを訪問し、教皇に忠誠誓約し、上納金を納めることを強要したことを見たものであった。尤もそれは必ずしもウイリアム・ランフランクが教皇の指示に全面的に従わなかつことによつて生じたものではなかつた。<sup>(9)</sup> この段階ではランフランクは、自己の権利あるいは司教的自治の侵害については警戒の念を保持していたが、ローマとの関係はなお密接に維持したのである。<sup>(10)</sup>

なお法的制度としては、前に紹介した如く、訴訟法の制度が大陸において未だ整備されていなかつた時代であり、その点はイギリスにおいても同様であつた。

## (2) ウイリアム二世（ルーファス）とアンセルムス

しかし、ウイリアム・ランフランク路線は、次ぎの世代のウイリアム二世と大司教アンセルムスの関係になつてくると状況は大きく変わつてくる。そのポイントは極めて世俗的な事柄で、いわば国王が、教会の財産権を犯してきたことに関わつていた。しかも、大司教アンセルムスは、当時イギリスと対立状態にあつたノルマンディでベックの修道院長を務め、時のノルマンディ公の支持を受けていたことなどで一層紛糾する状況を醸し出していたという。<sup>(11)</sup> そして国王と大司教との関係は、その後もイギリスの地方性をバックとした政治状況の下で複雑な途をたどることになり、叙任権闘争過程に入ついくことになつた。しかし、大陸においては、一世紀末に、カノニストの処分に委ねられることになつた新しい素材が尖鋭化された形で問題を提起することになつてきていた。その結果、紆余曲折を経て、グラチアヌス、

教令集等を基礎とする法体系化の時代、すなわち新法の時代に入つて行つたといわれている。

既に言及した点もあるが、一般に用いられるために蒐集されたカノンとか教令とかが、教皇の文書綴の中で調査された新しいテキストと矛盾していることがわかつてきた。また、多くのカノンと教令は、一つの蒐集から他の蒐集へ複写する間に、相当変更されてきている。そこでカノニストにとって、文献考証学のみならず、教会法が、所与の事件に適用されうる枠組みとしての「法学 a science of jurisprudence」を必要としてきたという点が重要である。先にも触れた如く、ユスティニアヌス法典の再研究を媒介にして、一一世紀末から一二世紀始めにおいて、ボローニアで研究された法学は、ローマ市民法が単なる法典の蒐集のみならず、現実の法を有効ならしめるための「第一原理」を取り扱うところの、また、その法に論理と内的関連性を与えるところの法学であるということに眼を開くことになった。<sup>(12)</sup>かかる法学の努力の結果がグラチアヌス教令集となつて集大成したことは前述の通りである。

かくして教皇の全盛期を迎えることになるが、その理論武装にこのグラチアヌス教令集が役立つたこともすでに触れた通りである。

#### (ロ) 叙任権闘争の時期の比較 「グランヴィル」

##### (1) ヘンリー二世（一一三三—八九）とトマス・ベケットの抗争

前述の如くウイリアムの措置によつて、教会裁判所と世俗裁判所の分離が推進されたが、それが現実の「制度」として両者の区分が確定してくるのは、一一一三世紀においてである。<sup>(13)</sup>通常ヘンリー二世はイギリスのコモン・ローの発展において欠くことの出来ない標識を打ち出した人と言われている。例えば、ホールズワースは、「イギリス法の若干の形成者」として、一四世紀半ばまでに挙げている名前は、グランヴィル、ブラクトン、エドワード一世であるが、グランヴィルはヘンリー二世時代の人である。<sup>(14)</sup>

だがここで留意すべきことは、ヘンリー二世もまたその先任者同様、フランスに多くの領地「ノルマンディ、アキオテヌ、アンジュウ」をもち、他の多くのバロン同様に英仏両方で生活をしていたということである。このことがイギリス法がフランス法の影響をうける一つの契機となつていた。<sup>(15)</sup>

ただこの点、ややイギリス法の法制史研究家の場合、コモン・ローの発展の系譜を辿ることから物事を見ようとする傾向にあることは否めない事実である。そこに微妙な見方の相違が他の国々の研究者との間に生じうる。例えば、すでに一一一二世紀におけるイングランドはアングロ・ノルマンとして捉えるべきだと指摘したカネヘムは、その線に沿つて次ぎの如く指摘している。<sup>(16)</sup>（なお若干の点で前に触れた所と重複していることを承知の上で紹介することにする。）

① 「初期中世から一二世紀半ばに至るまでずっとイングランド法とヨーロッパ大陸法とは一つの法系、すなわち実体法上も手続法上もゲルマン・封建法体系にはつきりと属していた。言葉の面倒は考えられるにしてもそれを除きさえすれば、ステイーヴン王時代のヨーロッパ大陸からの旅行者は、イングランドの莊園裁判所・都市裁判所・封建裁判所において準則・弁論・立証方法を判別するのになんら問題を感じなかつたことであろう。」

② 「一世紀後には状況は一変した。ローマ法及びローマ・カノン法的訴訟手続がヨーロッパ大陸の多くの地域で生活を変えつゝあつたが（しかもその他の地域でも引き続きそうなることになつていて）、他方イングランドでは、全王国に共通の土着法が興り、しかもそれは大陸の新流行の実体法及び訴訟手続から自由であつたし、又自由であり続けたのである。この分裂が生じた瞬間はきわめて正確に指示することができる。それは国王ヘンリー二世時代であり、この時代に裁判機構及び訴訟手続のある一定の改革が達成され、その改革によつてイングランド法は、ローマ法が登場する以前に近代化され、それもきわめて広範にわたりしかも即座の成功を収めたので、新ローマ的模範が利用可能となる後の世紀ではこの土着の体系を放棄する必要が全く感じられないほどであった。」

③ 「ヘンリー二世治世時代の主たる変化は、土地に対する一定の型の訴訟（それは封建的訴訟のことであった）を全王国を対象に第一審として解決しうる管轄権を有する一群の国王裁判官の創設と、民事・刑事において（神判や裁判上の決闘に代わる）標準的証明方法としての陪審の導入とであつた。」

「旧来の地方の裁判所は、国王のための法あるいは巧妙な策謀の故ではなく、国王の裁判官により与えられる裁判官の質の高さの故に、ひどく置き去りにされたのである。」

④ 但し、この改革はイングランドのみならず、アングロ・ノルマンでの改革の一環であつた点については先に触れた。

ただ、「ヘンリーの下でのこの顕著な発展の理由は、」「イングランドのものではなく、アングロ・ノルマンのものであり、イングランド的というよりはむしろノルマン的でさえあつたのである。」「ヘンリー二世はすべての『フランス人及びイングランド人』に受入られた例外的な強力な君主であり、封建制も国王の統制下にしつかり入つていた。」

⑤ 「教会さえも、自らの特権のため激烈な闘いを見せはしたが、国王の強い影響を感じていた。」

⑥ 「中央政府は何を頼ることができたのであろうか。」「ローマ法やローマ・カノン法的訴訟手続ではなかつた。なぜならば、そうなるには余りに早すぎたからである。教会裁判所ですら国王ヘンリーの時代には新しい型に切り換えられていいなかつた故である。」（以上傍点筆者）。

要は、イギリスの特殊性は、イングランドという地域における歴史的特殊性から誕生したものではなく、ノルマン王朝のヘンリー二世の特殊的「政策」の所産と見る見方のあることも銘記しておかねばならぬであろう。この見方に立てば、イギリスの一二世紀の中央集権化と国王裁判官の優越性が、ローマ法あるいはローマ・カノン法の継承前に確立し

ていたことが、ローマ法あるいはローマ・カノン法の訴訟法に馴染ませなかつたという論理になつてゐる。「この点の是非は後に検討する」とある。」

なおこの時期に典籍 authoritative books の嚆矢と數え挙げられているグランヴィルの「イギリスの法と慣習に関する論文 Tractatus de Legibus et Consuetudinibus Angliae」(一八七一九)が発表されたので、この点に一言触れておきたい。本書はグラチアヌス教令集の公刊後に発表されたものであるので、教会法の影響を受けたか否かの一つの指標になるからである。

ところで他方において当時既にローマ市民法とカノン法は、イギリスにおいても深奥な影響を及ぼしていたという説も存在している。

因みにグランヴィルは、一二世紀中葉にイタリーから来たヴァカリウス Vacarius によってローマ法を学んだという著者もいる。<sup>(17)</sup>またソールズベリーのジョン、トマス・ベケット、ウイリアム・ローン・シャンは法的知識をもつていていたし、司教の管理・司法手続・聖俗裁判所間の競合上の特別の知識の必要性から海外へ勉学に行き、また法的知識を勉強したといふ若き聖職者が育成されるに至つていたとも云われている。<sup>(18)</sup>「前述第一款一二六序参照。」しかし同時に、イギリスにおいては、かかる点に関する顯著な著書は当時ではなく、前述のグランヴィルの著書も、国王裁判所における令状によつて開始される民事訴訟「殆ど土地保有関係」が主で、刑事訴訟は殆ど取り扱わていないし、カノン法には言及されていない。<sup>(19)</sup>

しかし、先に言及した如く、イタリー、フランスを中心にローマ・カノン法が一つの体系をもつに至つたのは、ユースティニアヌス法典の研究熱と、その研究の結果生み出された法律家群であつた。それは両者の相互作用によつて、極めて特殊な発展を遂げたものである。しかも、それが実るのは一二世紀である。果たして、この一二世紀に、イギリスの

法体制が先に考察した如く、一三世紀のフランスの教会裁判所体制のようにどれだけ整備されていたものになっていたであろうか。

ここでは、大陸とイギリスの教会法と教会裁判所との比較が主であるが、その特殊性の摘出がコモン・ロウ裁判所とコモン・ロウの整備状況によつて制約される以上、教会裁判所体制と世俗裁判所の整備状況の二点からのアプローチを試みることが必要となつてくると考えている。

## (2) イギリスにおける教会裁判所と教会法の特殊性の有無

イギリスにおけるグランヴィルとブラクトンの時代に、ローマ法（ローマ・カノン法）がどのような役割を演じたかという問題は、実は未解決の問題であつて、主張者によつて異なつてゐるというのが実情であるといわれてゐる。次ぎの例が適切かどうか不明であるが、これまでもしばしば引用してきたヘルムホルツの「カノン法とイギリス法」の第一章の冒頭にこのことに関連した章句があるので、参考までにまずそれを引用してみたい。すなわち、「学者は、グランヴィルやブラクトンの諸貢、大法官府の手続、国会制定法を、可能な（ローマ）市民法学者の影響を探査するために、吟味した。この結果は決定的ではなかつた。ある著者はイギリス史におけるローマ法の役割を最小限にしている。他の著者は、その主張を誇張している。結局、問題は未解決のママである」と。

なおここで、ヘルムホルツが、その影響を最小限に評価しているものの例として挙げてゐるのは、プラクネットの見解である。<sup>(21)</sup> またその主張を誇張するものとして、シャーマンの論説を挙げてゐる。<sup>(22)</sup>

但し、このヘルムホルツの論文は、最初一九七八年に Tulane Law Review に発表されたものであるが、彼が一九八三年に講演し、先の著書の第一章に掲載された「カノン法とイギリス・コモン・ロウ」では、セルデン協会が第九五卷として公刊した「カンタベリ大司教区の教会裁判所からの抜萃判例、約一二〇〇一一三〇一年」に關し、最大の賛辞を

呈するとともに、以下の如く述べている点を付記しておかねばならない。すなわち、

「かつて教会裁判所によつて行使された裁治権のイギリス法の発展への本質的な重要性を認めることをそれは示している。それは、教会裁判所を古くさくなつた、また、不人気な制度として退ける法史に満足すべきでないことを意味している。抜萃カンタベリ判例は、それらが如何に古くさいものでは殆どなく、手続と証拠の諸々の側面で、現代の法律家が称賛しうる多くのものを使つてゐることを示している。」

大陸において教会法が最盛期を迎えるのは一三世紀から一四世紀始めにかけてであり、いまここで問題にしているのが、ヘンリー二世あるいはグランヴィルの時代のものであるにせよ、イギリスにおいても、決して教会法と教会裁判所の影響を無視することができないことを示すものといえよう。

しかし、それだけに、一二世紀にイギリスにおいて、教会裁判所をカノン法が如何に影響したかを探査しておかねばならぬ課題にもなつてくる。

(a) ヘンリー二世—クラレンドン条例

ヘンリー二世は、言うまでもなく、イギリス法史において重要な人物とされてきている。<sup>(24)</sup> しかし同時に、英仏百年戦争までは、ヨーロッパの王位は世襲問題としてその抗争の対象になり、決して、国民国家的見地における王位として地位づけられていなかつたことを銘記せねばならぬ。「尤もその後も大陸において世襲問題を巡つての争いが無くなつたわけではなかつたが。」したがつて、ヘンリー二世も、イギリス王であつたが、イギリス人の王ではなく、フランス人として押し通した。<sup>(25)</sup> さらに、いろいろの継承権に基づき北はスコットランドとの境界から南はピレネー山脈に及ぶ当時西ヨーロッパ随一の領地を支配していたことも忘却できない。(後述のアヌステイ事件「(イ)(2)の「法的職業」の項参照)において令状入手する状況がその点を典型的に表現しているといえる。この時代のフランスといえば、パリの周辺を支

配する比較的小さな国に過ぎなかつたのである。<sup>(26)</sup>

したがつて、ヘンリー時代を考察する場合に、イギリス王としてのヘンリー一世というのは一側面に過ぎず、このことを忘却して、ヘンリー一世のイギリス法史を語ることには危険性を伴う。本項冒頭のカネヘムの「イングランド法とヨーロッパ大陸法」とは一つの法系であったという指摘の存在をここでも想起せねばならない。〔三〕の項参照。〕

そこで、ヘンリー二世時代に、トマス・ベケットとの抗争、クラレンデン条例の制定、聖職者の特権の制限等の措置をとつたとしても、それが司法の近代化にはたしてどこまで連なるかは、さらに考究せねばならぬ問題であると考える。

#### (b) グランヴィル

そこで、グランヴィルに代表される当時の法的状況から、イギリスの教会裁判所とカノン法の状況を推論してみたい。第二次対戦後グランヴィルの「イングランド王国の法と慣習に関する論文」を翻訳し、注を付したホール G.D.G.Hall は序文冒頭において、「イングランド王国の法と慣習の論文は、おそらく一八七〇年と一八九〇年の間に、その方法と言葉謔いについて市民法とカノン法に負ひながら」書かれたと指摘している。<sup>(27)</sup> しかも、メートランドは、グランヴィルの著作はローマ法によつて影響されたともいつている。当時のローマ法の知識は、当然にイタリーから移入されてくるものであつたが、ノルマン征服の時、ウイリアムに付隨してきたランフランクは、既に古きロンバルジア法のローマ法の教義が影響しつつあつたパヴィア Pavia の法学校に学んだし、彼の緻密な主張は長くパヴィアにおいて記憶されてきたといわれている。そして、ノルマン法とイギリス法へのロンバルジア学校の影響は、検討の一課題に値したという。<sup>(28)</sup> 「アングロ・サクソン判決にその本体が極めて類似する古きロンバルジア法を合理的に整序化したことに従事したパヴィアの法学校は、ノルマン征服の未来の大柱（ランフランクのこと）に卓越した訓練を与えたであろう。そしてイギリスの令状と訴答の若干と極めて密接であることが既に留意されていたという。」<sup>(30)</sup>

また、ヘンリー二世の前任者であるスチーヴン Steven 治世の際に、先に触れた如く、有名なヴァカリウス Vacarius がイギリスにおいてローマ法を講義している。その流れはヴァカリウスの著作<sup>(31)</sup>に注釈を加え、その幾つかのものは、ノルマンディとイギリスにおいて書かれたと信じられてゐるところの一ニ世紀と一三世紀初頭の実務的書物が存在する。その中には、ロンシャンのウイリアム William of Longchamp 「イギリスの chief justiciar になった人」に帰せられるものもある。さらに、この時代の著名な教養ある人達の間ではローマ法はよく知られていたという徵候があつたといわれている。それ故まさにグランヴィルの著者は、ローマ法によってなんらかの形で影響されていたといつてよいように思われる。<sup>(32)</sup>

だが問題は、この時期までに、大陸同様に判事が司教とは独立して裁判を実施しうるようになり、そこで、訴訟手続が技術的態様を帯びて、裁判が制度的に確立したと見なしうるような状況にまでなつていたかということである。前述したところを再度引用すると、フールニエによれば、大陸においては「一一世紀末、ことに一三世紀には、裁判は『ユスティニアヌス法典』の規定する諸方式に言及していくと、いう事態が生じてきた。すなわち、『司教』は、法律家でないため、訴訟手続に通曉せず、ここに『(ローマ)法律およびカノンの研究に熟達した一名の聖職者に委ね』る慣行が生まれたという」指摘を紹介した。<sup>(33)</sup> 従つて、イギリスの教会裁判所ないしカノン法がそれ以前に整備されたという予測は立ちえない。

そこで、ホールズワースの「イギリス法の若干の作成者」の中のグランヴィルの記述が当面の問題について要領よく纏めているので、その点の紹介をしながらこのことを検証してみたい。それは、彼がグランヴィルの著書を一つのコモン・ロウが姿態を形成してくる場合のメルクマールとしているからである。<sup>(34)</sup>

ホールズワースは、一二世紀後半にコモン・ロウが姿態を整え始めたとした理由として三点を挙げている。その第一

は、ヨーロッパでの法的ルネサンス期であったということ。この点は、私もすでに言及したが、特殊イギリスにおいてその点をどう捉えるかということには言及しておかねばならない。第一に、イギリスは、ヘンリー二世という国王をえて、その法的ルネサンスに接点をもつて至つたということ。第三は、記録に残る中央政府制度が確立されたという点を挙げている。

まず第一の点について見るに、ホールズワースは、グラチアヌスの教令集による新しい学問は、ヨーロッパにおいて最もコスマポリタンであるノルマンがイギリスを征服したのであるから、征服後もなくイギリスにも及んできたとする。三人の大司教、ランフランク、アンセルムス、そして、テオバルドはローマ法、カノン法の優れた法律家であったという。ことにテオバルドは、先にも触れたヴァカリウスをイギリスへ連れていた、ヴァカリウスをしてカンタベリとオックスフォードでローマ法の学校を建てさせた。したがつて、ローマ法の概念、原則、準則が比較的原始的な慣習に影響を与えたと考へるのが妥当な気がする。

そして、第二の点としてはヘンリー二世の時期には、イギリスの財務長官 Treasurer を務めたロンドン司教のリチャード Richard <sup>35</sup> Dialogus de Scaccario (財務府裁判所対話) を書き、グラントヴィルが前述の書物を現わしてきている点を挙げよう。

なお、第三は、記録に残る中央集権的な政府の確立であるが、中央集権的政府の確立の点は、司法官僚の育成の問題との関係で、後に触れる<sup>(35)</sup>ことにする。

しかし、グラントヴィルの著書が現された時には、まだイギリス法の大きな部分はなお混淆した地方慣習によつて占められていたし、コモン・ローはイギリスの支配を支える法体系の一つに過ぎなかつた。もつとも、コモン・ローがそれらの中では最も恒久的であり、普遍的であり、強力なものであることは認められていたけれども。<sup>(36)</sup>

グラントヴィルの著書は、かかるコモン・ロウの当時の状況を反映するものである」とを前提とした上で、当面の課題であるカノン法等の関係については、ホールズワースは次の如く指摘する。すなわち、彼の著書は二つの要素からなつており、その第一は、裁判所によつて作られた準則とその訴訟記録 *plea rolls* に記録された準則が含まれているという。第二の要素として、ローマ法、市民法、カノン法の影響があることを挙げている。<sup>(37)</sup> しかもこの後者については、そのアイデアはその当時のイギリスないしノルマンディの市民法、カノン法の手続に関する短い論文からえていたように思われると言つてゐる。そこで、その序言と序章を見てみるとユスティニアヌスから得ているものを見出しうるとしている。<sup>(38)</sup>

そしてさらに、この著書においては、ローマ法が、法的問題に関する推論 *reasoning* 方法を供給し、膨大な曖昧な慣習と特定事案から正確な一般原則を展開させるような技術的文言と技術的様式を創設する権限を供給した点が認められるとしている。しかもこの点が、急速にブラックトンの著書に代表されるようなコモン・ロウの成長となつてくる要因になつたともいつている。<sup>(39)</sup> したがつて、グラントヴィルの著書は、未だイギリス法の体系化を反映したものとはいえないにせよ、ローマ、カノン法の影響を受けつゝあつたことは揺るがしえないだろう。

そこで次に世俗裁判所の独立過程から受けたイギリスの教会裁判所の制約問題について瞥見してみることにする。

#### (c) コモン・ロウ裁判所とコモン・ロウが有した教会裁判所と教会法との関係

この点は、第二款二「世俗裁判所の独立と特徴」(3)「イギリスの特殊性」において詳述するので、ここでは、この時期における問題点の要点のみに言及しておきたい。とくに国王裁判所の早期確立とインズ・オヴ・コートによつてローマ法の影響を阻止したという説の信憑性を検証しておくことを課題にしておきたい。

上記の紹介から知りうるよう、この時期においては、コモン・ロウ裁判所の統治機構からの相対的独立性はなお確

保されておらず、またコモン・ローの体系化も未だ確立されておらず、むしろ、カノン法と教会裁判所の確立とその影響の方が優位に立っていたという評価の下に、この問題を考えた方がよいということになる。

ではヘンリー二世の打ち出した改革はどのように評価されるべきものであろうか。この点、ヘンリー二世後の一二世纪始めの七〇年間というものが、イギリスにおいては基本的に憲法構造における危機に見舞われた時期であったことを忘却することはできない。しかしさらに、かかる危機の時代にも拘らず、ヘンリー二世の打ち立てた中央集権的体制は保持され、この期間にコモン・ローは着実に発展したといわれている。<sup>(40)</sup>

ただこのコモン・ローは後に考察するように、国王の権限をいかに地方にまで及ぼし、実質的な中央集権的体制をつくるかという意図の下における封建的コモン・ローの性格を有するものであることも忘却しえない。<sup>(41)</sup>

もう一つ忘却しえないこととして、一三世紀初頭のジョン王のとき、マグナ・カルタが発せられるが、彼のとき、フランスにおける領地の大半を失うという事態のあつたことは看過しえない。富沢がその点を次ぎの如く捉えている点は、私も同感である。すなわち、

「ノルマン征服以後のイングランドの王と貴族は、イングランドに所領を持つ外に、フランスのノルマンディーに先祖伝来の所領を持ちつづけていた。今そのノルマンディーを喪失したことは、貴族に対して、そうした先祖伝来の所領を捨ててジョン王に忠誠してイギリス貴族になるか、それとも…フィリップ二世に忠誠してフランス貴族になるか、二者择一を迫る事態が発生することとなつたのである。」尤もなお、「両君に仕えることを決意した者もいたことは、なお国家意識を持っていなかつた封建時代の貴族や騎士のあり方を象徴する事態として注目される。」「ジョン王のノルマンディー喪失は、ノルマン時代からつづいてきたイングランド王朝の、イングランドと大陸領との複合国家支配に終止符を打つこととなつた事件として重要である。」

イギリスが大陸と離れて、独立し独自の途を歩み始めるか否かは、前にも言及した如くこの時期はなお世襲君主制が中心であり、それぞれの土地の住民と関わりなく、世襲権を振りかざして王権の争奪を試みた時代であつたため、イギリス王とフランスの関係は、その後も続くが、基本的に英仏の領域区分は、この時ハッキリさせられたといえる。

しかし、そのことと、イギリスにおけるコモン・ローとカノン法、あるいは、両裁判所の関係は別である。換言すれば、いかにイギリスにおいてコモン・ローが成長し、その裁判所が統治機構の中から相対的独立性を帯びてくるのかという問題は別である。この点は後の本節第二款二(三)の箇所で言及したいが、ここでは、一三世紀後半のブラクトン出現時までは、なおカノン法の優位と聖職者による世俗法への影響を示す事例として、次の点のみを摘示しておきたい。

まずホールズワースの指摘する如く、この時期に新しい中央統治機構の出現と、国王裁判所における司法面と行政面の区分の増大と、専門職業的判事の抬頭を見出しうるとしている。<sup>(42)</sup> そして、これらの判事は、国王の書記としてその生涯を進みはじめ、裁判官席に進み、さらに法律家としての名声を勝ち取るに至る。しかし、かれらは一般的には聖職者であり、ローマ法とカノン法をある程度知つており、聖職者の聖俗二側面がここによく表現されている。さらに、世俗法の発展もかかる有識の書記によつて導かれたので、この期にコモン・ローも急速に進歩がなされたという。

かかる人々の中でも、ペイトシェルのマーチン Martin of Pateshull ヒラリーのウイリアム William of Ralerigh<sup>(43)</sup> が次期のブラックトンへ繋ぐ人々として著名であつたとホールズワースは指摘する。共に聖職者であり判事として機能していた。<sup>(44)</sup> ことに後者は当時の重要な令状の発案者であつたという。

したがつて、この時期にコモン・ローが既に整備されていたとか、コモン・ロー裁判所ないしインズ・オヴ・コートの存在が教会裁判所やカノン法の制約になつたという証拠はない。たしかに、俗権によつて制約されることとはあつたとしても、それは今日のコモン・ローの原理によつて制約を受けるものとは言いえなかつたと考えるのが妥当なことと

思う。

(イ) トマスの時期におけるイギリス「ブラクトン」

(1) 一二一三世紀の大陸法のローマ法化

しかも、封建法の実施のための裁判所の整備・確立が直ちに近代化に連なれるわけではないだろう。中央集権的裁判所の体制整備が、分散的地方権力に対しても一定の近代化的要素をもつけれども、そのものの自体の近代化を意味するかどうかは別次元の問題であった。「その点カネヘムが、「中央にいる一群の国王裁判官の創設」をもつて「近代化」の標識となし、その存在をもつて、「ローマ法の影響から自由な形で出現」したとする点は、前にも指摘したことではあるが、「近代化」の概念の定義の曖昧さが災いしているように思われる。」

ところでカネヘムは、「ヨーロッパ大陸では、この転機に法の主たる近代化が都市的世界、特に北部イタリアとフランスで生じていた」とする。<sup>(45)</sup> この指摘については「理性」概念の変容に係るので後に敷衍したいと思う。「第一章第二節第一款第二款参考。」

しかし、それらの努力が、「新しい統一的ないしはせめて地域全体の法に辿りついた所は、どこにもなかつた。」「これ以後は学識ある司教判事が配されるようになつていていた教会裁判所が、一二〇〇年頃にボローニャの教科書からの新法を適用し始めた。」そして、「一三世紀半ば頃には諸王国がこれにならい始めた(しかしシチリアが他に先駆けていた。<sup>(46)</sup>)漸次的には大学の影響の下でかつ教会裁判所の範にならいつつローマ法が、政府の積極的支援を得て、ヨーロッパ大陸の民事法及びある程度は刑法を変容させつつあった。」「しかしながら、古風な封建法に対立するものとしての新しい近代法を創り出したのは、大学であった。大陸は、ヨーロッパ大陸でそれのみがこの新たな出発をもたらした書物と人物を提供したのである。」

「（北部及び南部）イタリア、南部フランス、東部スペイン——すなわちかつての地中海沿岸諸国——においては、この新ローマ法は一二世紀に既に確固として定着させられていた。」

「北部フランスでは、ゲルマン的封建慣習法が抵抗した。特に、同慣習法がそれ自体のかなり独創的な近代化を産み出していたからである。しかしこの地方においてさえも、一二世紀には慣習法注釈者は、既にローマ法を自らの参照大系として用いて、仕事をしつつあつた。彼らはローマ法の語彙を熟知し、ローマ法は彼らのための手引書を提供し、さらにローマ法は、慣習法法律家が地方慣行によつては答えられぬままであった疑問に対する解答を見出しえた普遍的宝物庫だったのである。裁判所には漸次大学の学位を持つた人々が配されるようになつて行つた。」

「ドイツは、シヴィル・ローの拡大になお一層長期間抵抗した。しかし一つたん降伏すると、ドイツはフランスよりもズット進み、『書かれた普通法』をまるまる『繼受<sup>(47)</sup>した』。」

確かに一三世紀は、何回かの十字軍を組織し、その最盛期であったと共に、すでにイノセンティウス三世（一一九八—一二一六）によつて確立した「権威」を維持するのに汲々としていた時期であつたし、トマス等のスコラ哲学の成熟期でありながら、その基底にはそれを批判する勢力が抬頭しつつあつた。しかし、教会法・教会裁判所体制は、一応の体系をヨーロッパ大陸では整え、世俗法・世俗裁判所もそれをモデルに体制を整えてきた時期であつたことはこれまでも既に何回も触れてきたところである。しかしながら、その体制維持の条件として、一方において、聖職者の聖俗両域における二面的活躍があり、他方において、法・裁判所体制を整えるということが、聖職者の世俗的活躍に独自の意義をもたせ、神の啓示と世俗の「権威」の間に間隙を生み出す結果になつてくる。一二世紀末からイギリスの宗教改革にかけては、いわば「教皇庁の世俗化」が進行した時代だとも言われている。

ではこの時期におけるイギリスの特殊性は果たして見出しうるのであろうか。<sup>(48)</sup>

## (2) 同時代のイギリス

一三世紀のイギリスはジョン王の失政の後を受けたヘンリー三世（一二一六—七一）の時代に、有名なバロン戦争が勃発し（一二六四年）また社会構成的見地から見れば、農奴解放と独立自営農民層（ヨーマン）の成立をみ、さらに政治史的には、バロン戦争を契機に、今日の議会の衆議院の基となつたといわれるモンフォールの議会と称せられるものが設置されており（一二六五年）イギリスの世俗権力における封建体制の変容期の始まりに該当する時期でもあつた。ではかかる社会的政治的状況の中においてながら、教会と教会裁判所体制はどのようなものであつたろうか。

### (a) 一三世紀のイギリスの混乱状況とローマの派遣特使

序論において取り上げたトマスの所論の展開はまさにこのような時期においてであつたが、しかば、これに相当する時期に、イギリスは一体どのような状況にあつたであろうか。先にも言及したようにジョン王の跡を承けたヘンリー三世当時は、極めて深刻な状態にあつた。カンタベリ大司教はローマに在住し、国内は内乱状況にあり、外国の君主が支配するといった状態の下では、混乱は避け難かつた。

ここで注目すべきは、その解決が教皇の派遣特使としてのビアチエリ Gualo Biachieri 等の活躍によつてある程度解決されたということであった。ムアマンは、「一三世紀のイングランド史に大きな影響を及ぼしたこれらの特使たちは、等しく賢明で良心的であり、堅い決意をもつて、国家崩壊の危機を乗り越え、安定をもたらした」とさえ評価している。<sup>49)</sup> 国内問題を教会の手によつて解決されたということは、当時の教会の勢力と「権威」が、未だイギリスにおいても優位に立つていたことを示唆するものといえよう。しかし、特使とその強大な権限は次第に人々の反感を買い、イギリスはいまやローマによつて支配されているという感じをもつようになつていても、一四世紀における展開を考える場合に留意せねばならぬ点といえよう。

(b) イノセンティウス三世とイギリス<sup>(50)</sup>

しかし、一見強固に見えた教会体制も、その腐敗行為の進行によって、崩壊してくることは言をまたぬとして、体制自体を教会自らの手で掘り崩す契機がこの時期に内包されていたことは、その「權威」が世俗社会へ移る過程を考察する場合に無視しえない。

まず、ローマ教皇庁の中央集権化確立期であるイノセンティウス三世の時期に、中央集権化に伴う官僚組織化が進み、そのための維持費用の増大のため、教皇による「聖職者直任」の傾向が強まつたことを挙げうる。ことにイギリスでは、イタリア人に聖職禄が与えられ、彼らはそれを単なる収入源としか見ていなかつたため、イギリスを訪れるとはなかつたと言われている。当然に在英司教を含む人々の反ローマ感情は促進されていた。

これに比し、在英司教の中からは、優れた教会指導者も現れ、教会改革に率先して働きかけた時期でもあつたことは、後のイギリスにおける教会改革の流れを見る場合は忘却しえない点かと思う。

(c) 一三世紀の世俗聖職者<sup>(51)</sup>

そこで、ここで從来のイギリスにおける教会体制を支えてきた在英聖職者と教会管理体制の現況を把握し、それを突き崩す要因として、在來の体制内にあつた伝統修道士会の状況と、あらたに、一三世紀において加わつた托鉢修道士と大学の役割を警見し、その上でこの時期のイギリス法に顯著な貢献をしたといわれるブラクトンとエドワード一世が教会法、教会裁判所体制にどう関わるのかを考察して、イギリスの特殊性の摘出を試みてみたい。

ここでは主としてムアマンに依拠し、当時のイギリスにおける聖職者関係の状況を警見しておくことが、後にイギリスの教会とローマの教会の関係の変化を見る上で便宜かと思われたので、その方法を採択した。「なお、当時のキリスト教会関係の諸名称は統一されておらず、また、わが国でこれを訳すとき各人の好みで訳されている場合が多いことも断

わっておきたい。]

ムアマンによれば、中世イギリスの本来の教会の中心核となるべき司教座は、修道会のものが八つ、在俗のものが七つあつた。そして、一一三二年にカーライル司教区が創設されて以来、ヘンリー八世の時迄に一七の司教区「他にウェールズに四司教区」<sup>(52)</sup>が存在していた。

ところで、教区の聖職者は、初期には、rector〔主任司祭〕と呼ばれ、司教により任命され、自由保有として聖職禄benefice<sup>(53)</sup>が与えられていた。しかし、一一世紀以降「聖職禄専有appropriations」という慣習が生まれ、教区教会の所有者であると自認していた授与権者が、修道院等の宗教団体に聖職禄授与権を寄進するようになつたといわれている。この時代に修道院を創設し、援助しようとする動きが激しかつたため、後に聖俗二権の競合領域となるこの聖職禄専有の慣行が盛んになり、教区教会の半分が修道院所有になつてきた点に注目しておきたい。<sup>(54)</sup>

だが、その場合にも修道院は、院内の礼拝にも代理司祭を雇うほどであつたので、教区教会を寄進された場合にも、有給司祭を雇い、その大半は修道院の収入にしていた模様である。<sup>(55)</sup> そのことは修道院自身がすでにこの時期に本来の目的から逸脱する傾向をもつたものになりつつあつたことを示すものといえよう。

他方、修道院へ寄進されなかつた在俗の教区教会は、主任司祭がその職務を果たしていた。一二世紀の主任司祭には二通りあり、大半は、小土地所有者階級か上層農民階級出身で、聖職禄を一つだけ保持し、教区教会を自分で司牧した。彼らは、教育は余り受けておらず、信者と同様の生活を送り、貧しい生活であったというのが実態であったと言われている。

これに対し、一部には、上流階級出身の主任司祭があり、聖職禄は単なる収入源としか見ず、司牧は有給司祭に委ね、聖職禄を多数保有し、巨万の富を蓄えるものもいた。彼らの多くは、学校、大学に籍をおき、学費は聖職禄から支払わ

れていた。<sup>(56)</sup>

ここにまた教会内部における貧富の格差を見だしうる状況になつてきた。

教区教会には、主任司祭、主任代行司祭といった責任者の他に、チャップレン chaplains、有給司祭、期限付き雇用司祭、奉化者という名の聖職者が存在した。彼らは聖職禄を入手することは殆どなく、生涯を従位的な地位と低い給料で甘んじて過へした。資料によると、一二世紀には、約四万の在俗聖職者がいたという。「修道士、律修参事会員 Regular canons、托鉢修道士が一万七千人いたといふ。」イギリスの人口は当時は今日の約二〇分の一と言われるのや、いかに大いな部分を占めていたかわかる。<sup>(57)</sup>かかる聖職者によって支えられていたのがイギリスの当時の状況であつたといえよう。

次に、彼らの財政状況については、次ぎの如くであつたといわれている。すなわち、

- ① その収入の第一は聖職禄であつたし、その一部は土地からの収入であり、またその一部は信者からの捧げ物であつた。彼らは、自由保有地として、従僕と共に耕すのが通例であつた。
- ② 第二に司祭にとって、より重要なものは、「十分の一税」であつた。
- ③ さらに第三に祭壇料というものもあつた。

尤も、これらすべてが教区司祭の収入になるわけではなく、聖職禄は古来からの慣習によつて、同祭の給料、司教への献金、教区教会の維持管理費、貧困者への施しの四つに分割されていた。<sup>(58)</sup>

なおこの点に関し、教会等の土地所有に関しては、第四節において、もう少し詳く述したい。

#### (d) 教会管理<sup>(59)</sup>

これらのこと教会管理という側面から次めに眺めてみよう。

司教区は、二つ以上の大助祭区 (Archdeaconry 聖公会でいう大執事区) もとに、数個の地区大助祭の管轄区 (Rural

Deanery 地区大執事管轄区)に分かれていた。

教会管理は、前にも言及した如く、司教中心に行われる建て前になつてたが、その実態はいろいろであつた。

① 司教の選任については、形式的には、司教座参事会の仕事であったが、司教の大部分は国王の寵臣から選ばれていた。それは国王の陰に陽に加えた圧力によつていた。<sup>(60)</sup>ここに、一三世紀のローマ教会の最盛期においても、イギリスにおいては、国王のパトロネージが強かつたことを意味する。

② 国王によつて選任された司教は、関心が教会により国事に向けられていた。司教区を訪れることなく、その職務を、尚書とか名儀司教「アイルランド人司教が多い」に委ねていた。<sup>(61)</sup>ここに、先に強調した聖職者による聖俗二面的機能が端的に現われていた。

③ 司教は職務遂行のためには、絶えず司教区を巡回していなければならなかつた。それは、司教区における聖職者としての機能を営む他に、司教区の秩序維持と財政目的から行われたものであつた。巡回する途次、聖職者と逢い、教会備えつけの書物を点検し、信者の不満をきき、問題があれば審問を実施し、過ちを是正させるというようなことを行つていた。

他方、司教が抱える官僚「ファミリアと称す」を維持するためには、膨大な土地財産を必要とし、しかも、他の大貴族と同様に、莊園から莊園へと移動し、ファミリアを給食させていたのである。交通不便と危険を伴う時期に、現物を一定の場所に集約させることより遙かにリスクが少なかつたためであると言われている。<sup>(62)</sup>

なお、国政に専念する司教は、国王と共に移動しつづけたのである。<sup>(63)</sup>

④ しかし、司教の時間と精力の大部分は、司教裁判に費やしたものだといふ。彼らは、現実には、愛情溢れる魂の牧者としてより、悪事を矯正することを求める厳格な師父として望んだと言わされている。ここにカノン法のイギリスへの影響

を無視できぬ契機が存在していた。

⑤ 最後に、司教区の財産管理の問題であるが、現実には莊園の管理者や、土地の一一定の者に管理を委ね、最終責任者としての権限を保有する形態をとつていた。<sup>(64)</sup>

因みに、当時の司教は社会の中心的存在であり、聖俗二面性を保持していた点は、彼が司牧者、土地所有者、裁判官、行政官、公務員、国會議員などの面をもつていたことより伺い知ることができるであろう。<sup>(65)</sup>

したがつて、在来の教会の体制は、貧富の格差、知的水準の格差が顕著になると共に、司教と世俗権力との結合に顕著になり、またその意味では、教会体制が一様な状況ではなく、その間に矛盾の輩出する可能性を孕んでいたといえよう。

#### (e) 伝統修道士<sup>(66)</sup>

それでは、在来の体制の一環を支えてきた伝統的な修道士会はどのような状況にあったのであろうか。

それまで活躍していたベネディクト会、シトー会、アウグスティヌス会等の伝統的な修道士会は、一三世紀になると衰退の一途を辿つた。<sup>(67)</sup> さらに、一三世紀になると修道院はますます学問研究の先端を行くような状況とは程遠くなつていった。<sup>(68)</sup> それは、一つには、修道院の財産の肥大化に伴う財産管理に時間が取られることが多くなつてしまつたことによる。<sup>(69)</sup>

しかしここに反つてわれわれは修道院の世俗化と世俗化に伴う制度的処理の問題を見だすことが出来よう。すなわち、① ムアマンによれば、ベネディクト会のペリー・セント・エドマンズ大修道院は、一七〇のマナをもち、シトー会のファウンテン大修道院は一五一の教区教会を所有していたという。<sup>(70)</sup> 修道士はその財産管理に追われ、修行する暇はなくなつてしまつたと指摘されている。

② そこで興味深いことは修道院の財産の分割管理方式が生み出されてきたことである。<sup>(71)</sup> それは修道院長の土地を修道院の土地から切り離すことから始まった。尤もその動機は、修道院長の不在の時、国王によつてその財産を没収されることを防止する戦術を考案しようということにあつたようである。しかしそのことは、大修道院長が司教と同様に大ファミリーを連れて各マナを巡回する生活を送ることになつてきたことを意味するという。そして、その結果、修道院生活と切り離され、本院に帰つてきた時でさえ、修道士たちと生活をともにしないという、修道院本来のあり方からかけ離れた生活を送るようになつてきたといふ。<sup>(72)</sup>

③ さらに、修道院の財産の分割的管理方式は、反つて無氣力、乱費、借財をもたらす傾向を生み、中世後期の修道院の財政的窮乏化をもたらした。しかし、そのことがまた、財政建て直しに心がけ、ことに農業・牧畜を自らの手で行い、莫大な利益をあげる修道院も生じてきたという思わぬ世俗化現象をここに見だす。<sup>(73)</sup>

成程、かかる修道院自体の世俗化に対して、当初の理念は失われ、その改革が時々図られたこともあつたが、安樂な生活を享受しながら商売に没頭するものが多くなつたことは、ヨーロッパ大陸と共通であつたとしても、やがて世俗社会の教会に対する優位をもたらす契機の一つとなつたものとして、やはり留意しておくべき現象であつた。<sup>(74)</sup>

#### (f) 托鉢修道士<sup>(75)</sup>

そこで在來の教会体制に代わつて、一三世紀に新たな旗手として登場してきたのが、先も触れた托鉢修道士と大学であつた。

一三世紀のローマ教会の中央集権化を促進した時代に、キリスト教の布教と学問の深化に務めたが、既にその名は触れたことのあるドミニコ会<sup>(76)</sup>、フランシスコ会<sup>(77)</sup>等のいわゆる托鉢修道士による会派であった。尤もこの点については大陸と違い、イギリス在來の教会を救わなかつたという点は留意すべきことかも知れない。<sup>(78)</sup> しかし特に銘記すべきことは、

これらの修道士がイギリスにおいては大学に結びついたということである。トレヴェリアンは、一三世紀における社会変化の要素として、大学の発達と托鉢修道士の到来を挙げている。<sup>(79)</sup> そして托鉢修道士がイギリスに対して、ノルマン征服後、押し寄せた外来の影響の最後の大波であつたと指摘している。<sup>(80)</sup>

一三世紀になると、世界は十字軍等の結果、新たな社会的変化が生じはじめ、新しい問題にキリスト教の立場から対処する必要性に迫られてくる。しかし、後述の伝統修道士や教区司祭の教養ではこれに対処する能力を持ち合わせていなかつた。これに対しこれらの托鉢修道士は異なつており、イギリスに渡来したときには、何一つ財産らしきものももたず、托鉢に依拠しながら、布教に務め、貧しい状態にありながらその使命を達成しようと必死であつた。しかも彼らは、従来の体制に絶えず不満を抱く都市・農村の庶民の間に入り、真理を説き、誤謬を正し、可能な限り反対者を論破するように訓練されていたので、その説教は庶民を大いにひきつけるものになつていた。

それと同時に、かれらはオックスフォード、ケンブリッジの大学町に定住を計らうとし、それが成功した。その結果、ドミニコ会からは、ロバート・ブイカ、Robert Bacon、ロバート・キルワードビー Robert Kilwardby 「カンタベリ大司教」、ダーリントンのジョン John of Darlington が輩出した。また、フランシスコ会では、当時隨一と言われたロバート・グロステス Robert Grosseteste を講師として神学校を開設したが、まあなく大陸のそれを凌駕するに至つたといふ。そして、ノルマニカムロジャー・ブイカ、Roger Bacon、ジョン・ペチham John Pecham 「カンタベリ大司教」、ヨークのトマス Thomas of York、ハイリアム・オッカム William of Ockham、ジョン・ドゥウンス・スコットス John Duns Scotus 等、中世の思想家として名をなした人々を輩出せんに至つた。<sup>(81)</sup> 尤もこれらの托鉢修道士も時と共に墮落して行く。托鉢が唯一の収入源である彼らにとって、新たに、その成功は、托鉢を組織化し、集金役 limitors を設け、一定期間内にどれだけ集金しうるかというとを監督させ、他方托鉢を権利化させ、料金をとつて貸与する現

象も生じ、その理念と背反した世俗化現象を生じさせた。<sup>(82)</sup>

このような托鉢修道士の富裕化は、当然に在俗司祭等との間に紛争を巻き起させた。

その第一は大学においてであった。彼らは大学の正式の構成員であり、その特権を要求しながら、大学の権威と支配からは免れようとした。尤も、この点は妥協という形で一応のケリがついた。<sup>(83)</sup>

しかし、第二の教区教会との紛争は深刻であった。具体的には、彼らの説教、聽罪、教会内の埋葬権を巡って生じた。それは、教区教会の司祭にとっては、面子と収入に関するものであり、単なるイデオロギーの争いでないだけに深刻であつた。托鉢修道士は仮宿なく懐に収入を仕舞込んだため、教区司祭にとっては生活問題となつていった。

もとより、この現象は、イギリスに止どまらず全ヨーロッペの問題であり、やつと一三〇〇年にボニファティウス八世（一一九四—一二〇一）の大勅書「スペル・カテーデラム Super Cathedram」が発せられ、免許制が敷かれ、無免許による説教と聽罪の禁止、埋葬料の一部は教区司祭へ支払われる」とになつたといふ、極めて世知辛い結果を教会自体が生み出すことになつていた。<sup>(84)</sup>

#### (g) 大学の役割<sup>(85)</sup>

托鉢修道士と大学の結びつきは前述の通りであるが、イギリスでは、大学が大陸の如く判事養成所になり、法学が学識法を生み出してきたか否か、イギリスではこの点どのような特殊性を見出しえたであろうかが問題にされねばならない。尤も、イギリスのインズ・オヴ・コートと大学の関係については、次ぎの(イ)機構の箇所で言及する。

イギリスで、大学が大学らしくなつたのは、オックスフォードでは一二一四年までに、ケンブリッジでは一二一六年までに総長職をおくよくなつてからであると言われている。そこで初めて定住教授資格者たちが、正式に任命された総長の下で教員組織をもつことになつたからであった。だが当初大学の管理については、大学の存在した司教区の司教

たちが大きな権限をもっており、大学が自治権を獲得するのは、ようやくオックスフォードでは一三九五年、ケンブリッジでは一四三〇年になつてからであり、一三世紀には、大学といつても、教会組織の一端を担うに過ぎないかつたことに留意すべきであろう。<sup>(86)</sup> 大学では、いわゆるリベラル・アーツを教えていたが、神学研究は一二二〇年から三〇年にかけて渡英したドミニコ、フランシスコ会の両托鉢修道士によつて刺戟を受け、第一級の神学研究と教育を施し、これらの派では独自の学校を開き多くの学生をひきつけるにいたつたといふ。<sup>(87)</sup>

ところで、先にも述べたように、大学内での托鉢修道士による学校の設立は、大学の在俗教授資格者による大学での規律の優位と托鉢修道士の非服従の特權の主張との間で激しい争いになつた。尤も、現実には妥協が成立したが、それは、修道士が、教皇をバックに優れた教育と素晴らしい建物を建てたことにより、その実質的優位を否認する力が在俗教授資格者になかつたためであるといわれている。<sup>(88)</sup>

これに対し托鉢修道士の努力を押えることができるようになるのは、やつと一三世紀後半になつてからであり、それはオックスフォード、ケンブリッジに「学寮」が建設されたことによる。今日まで続く「学寮」システムがいかに大きな歴史的意義を有していたかを知りうるのである。<sup>(89)</sup>

先にも触れた如く、これらの大学の課程はリベラル・アーツ、すなわち、人文科学の教養課程であり、それが終わつて、神学、法学、医学の専門分野に進むことができた。しかも重要なことは、托鉢修道士会は、修道士たちの学士号取得を許容しなかつたので、もつぱら「神学研究課程」でもつて修道士たちは貢献した。ことにこの課程では「対論会 disputations」が重要視された。因みに中世・近世における思想・教育の側面において、トマスの「大全」の如き対論形式の多いのはそのためであろうか。

ところでスコラ哲学者にとっては、先にも言及した如く、一三世紀においては、十字軍の影響をうけ、聖書による神

学と異教の哲学との総合を計ることが、思想的に重要な課題になっていた。そして、キリスト教思想家は食い違う主張が輩出する教会の「権威と理性」の問題を調和させるために苦心していたという。ムアマンは「中世教会では権威の意識が強かつたため、最初のうちは理性を権威に服せしめていた。しかしこれでは、真理の唯一性を確信し、聖書の啓示する真理と異教哲学が開示する真理の間には矛盾はありえないと考えていた、より鋭敏な精神の持ち主を満足させることはできなかつた」と指摘する。

本稿序論において、トマスの ratio 論は触れたとき、異教徒のアリストテレスと教会の教えの間の緊張を解消するためのトマスなどの盛期スコラ学者などの活躍に言及したが、それらの課題の一つはここにあつたわけである。<sup>(91)</sup>

ただイギリスにおいて一三世紀に活躍した、これまた先に取り上げたキルウォードビー、ジョン・ベッカム、ロジャー・ペイコンがトマスに対する競争者であり、挑戦者になつたことは興味深い点である。<sup>(92)</sup>

なお当時の学生は、一四歳位で大学の勉学を始め、グラマー・スクールで身につけたラテン語の理解力を基礎に講義と対論によつて勉学する過程を辿つた。彼らの多くは既に下級聖職者であり、中には聖職禄を保有していた者もいたといふ。<sup>(93)</sup>

尤も、一三世紀におけるイギリスにおいて、大学が大陸のそれの如く、どこまで裁判官職になる者の育成機能を営んでいたかまでは、未だ情報を得ていない。この点後にインズ・オヴ・コートに言及する際に再度検討してみたい。

(h) ブラクトン<sup>(94)</sup>

この時代に、一九世紀にイギリス法学者としては珍しく大陸法の状況を弁えているといわれたオースティン John Austin が出現するまで、それに匹敵するのはブラクトン（一一二六八）だけであつたといわれる程大陸法を知悉した彼が出現し、有名な「イギリスの法と慣習」を現わした。それ故、このブラクトンと大陸の状況を照合するとき、イギリ

スの特殊性の一部が浮び上がらせるかも知れない。

カネヘムは、一三世紀のイギリスについて次の如く述べている。

「極めて重大な一三、四世紀の間に、イングランドのコモン・ロウは、国民生活に不安なくかつ確固として食い込んでいた。コモン・ロウはそれ自体の裁判所を持ち、その裁判所は国内の最良の法律家により占められた。コモン・ロウは、一つの自己充足的でかつ合理的な統一体としてコモン・ロウを示した包括的説明書を表わした自己のグラント・ヨーブラクトンを有し（また）そのうちのいくつかは公的文書でもある自己の登録簿を有し、その位階から上級裁判所の裁判官が選任されるしつかり地位を固めかつ自己確信性を持つた法人格をもつ自己の弁護士団 bar とサージェント・アット・ロウ serjeants at law を有し、かつ、裁判所で生じたことの最新リポートを取り入れた自己の年書を有していた。<sup>(95)</sup>」

このコモン・ロウおよび国王の裁判所の確立の自己充足性の評価はともかく、その存在のため、教会裁判所およびカノン法が、大陸におけるが如き競合関係に立ちえなかつたという指摘は留意せねばなるまい。

ところで、カネヘムの指摘に従えば、大陸の法的状況に通曉していたブラクトンには、どのようなカノン法の影響があつたと掲示しているのであろうか。

まずブラクトンは聖職者であつたことは殆ど確実であると推定されている。<sup>(96)</sup>しかもブラクトンの書のいろいろの箇所から彼がローマ市民法のみならず、教皇令等にも通曉していたことは指摘されうる。<sup>(97)</sup>それはグラチアヌスの教会集とか教皇グレゴリウス九世の教会からの直接の引用のことから証拠づけられるという。<sup>(98)</sup>

しかし、イギリス法とカノン法との齟齬について、たとえば、婚姻前に誕生した子供の相続能力に関連して、その摘出性をブラクトンは掲示している。<sup>(99)</sup>従つて、ブラクトンの書は、教会法を特殊的に取り扱つていなため、カノン法等

のイギリスの特殊性を摘示するものとして直ちに利用しうるわけではないが、この段階ではすでにその点に関するある程度の特殊性の存在を示唆しているものといえよう。しかしその多くは、聖俗裁判所の競合関係に立つ法領域でのイギリスの特殊性であつたと言うことも摘示しておきたい。

なおブラクトンは、アーヴィ Azo の「勅法彙纂 Summa Codicis」等を知つており、法のシステム化ということを心掛けたが、そのことは必ずしも一定の原理に基づいての体系化の試みであったわけではない。当時のローマの注釈学派に做つた域をでるものではなかつたと言えるのではないかと思う。<sup>(10)</sup>

グランヴィルと異なるところは、グランヴィルの書は令状と訴訟様式に依存しているが、ブラクトンの場合には、彼が巡回裁判等で入手した判決を素材にしているという点にあつた。そして、ローマ法、カノン法は、その適用準則の欠落について穴埋めに使われたといつてよいようである。<sup>(11)</sup>

したがつて、ブラクトンのコモン・ロウにおけるその業績は高く評価されるべきものであるが、彼がイギリスのカノン法について演じた役割についてはあまり顯著ではない。むしろ、カノン法からコモン・ロウが借用する手がかりを与えたものといえよう。その一つを紹介すれば、彼の民事法はアーヴィからのヒントであるが、刑法は、ハヴィアのベルナルドからの影響が大きいという。それは、フランスの慣習法地帯へのローマ法の影響と同種のものであつたといわれる。<sup>(12)</sup>

ホールズワースによれば、土着のコモン・ロウは未だ「権威」をもたず、このブラクトンの業績以後のイギリスの法律家は、専ら令状と制定法について論じ、法的理論に興味を抱かず、準則の基底に横たわるという原則の存否については無関心になつていていたといふ。<sup>(13)</sup> そこからは到底、トマスの唱えたような原理をもとにしてイギリスにおける法を体系化する構想は生まれてこないだろう。

(二) エドワード一世(一二七二—一三〇七)<sup>(105)</sup>

イギリス法の歴史的展開において、エドワード一世の時期は世俗裁判所も規則化し一つの転期を画するものとして絶えず注目されてきたので、この頃の最後にエドワード一世と教会法、教会裁判所の関わりについて一言しておきたい。彼の父ヘンリー三世は生涯イングランド人になることを拒否しつづけたが、その子にプランタジエット家初めてイングランド系の名前をつけ、それが、このエドワード一世であつた。<sup>(106)</sup> ジョン王によって、フランスの領地を喪失した後に、イギリスが大陸の複合国家から島国国家へと転換する過程にあつたからである。「なお、エドワード一世の時代は、イギリスの封建法の転換期でもあるが、その点については後述（本節第二款二（三））する。ここでは教会法、教会裁判所についてのみ言及する。」

エドワード一世は、教会乃至教会法との関係においては、忠実な信徒であつたが、教会による国政への干渉を許さなかつた点にその特徴を見だす。<sup>(107)</sup>

そもそも、彼は「イングランドのユスティニアヌス」と呼ばれていた。<sup>(108)</sup> しかし、この時期も依然として、聖職者による統治の補助が行われていた時代であつた。すなわち、カンタベリ大司教三人がエドワード一世に仕えたが、その三人とは、ロバート・キルウォードビー、ジョン・ペッカム、ロバート・ワインチエルシーであり、そのいずれも著名な聖職者であった。

だが、国王とは必ずしも相性はよくなかったといわれている点は興味深い。それは、エドワード一世との教会改革の見解の相違によることが主因であつたと一応いわれている。エドワード一世の改革目標は「教会の独立と特別の権限の制限」という点にあつたから、聖職者の存立の基本に関わる問題を含んでいた。そして国王による教權の立法による主要な制約としては以下のものを挙げうるだろう。

① 第一ウエストミンスター条例 First Statute of Westminster, 1275.

② 死手法 Statute of Mortmain, 1279.

③ 「キルクマペクテ・アガティス令状 Circumspecte agatis」を1185年に法的効力ありとする。ローマ法裁判所と教会裁判所との管轄区分の明確化。

④ カーライル条例 Statute of Carlisle, 1307.  
(宣)

〔なお、ハムワームー世の時代に教会法とロマン・ロウの組合が疎遠化し、反って教会法と都市法が密接化していくことになる後述する。本款④参照。〕

しかし当時の聖職者を苦しめた最大のものは、実は法的制約よりむしろ課税によるものであったのである。そこには、国王からの課税のみならず教皇による課税も包摂されていた。その例として、教皇庁による課税方法として、一定の聖職を直任制にするなどにより直接教皇庁が収入源を確保しえたし、また、聖職者の収入の査定のため教皇庁は収税吏を派遣し「十分の一税」「十五分の一税」の増額をはかったこと等が挙げられる。  
(宣)

だが他方、国王の戦費調達手段として、聖職者も課税対象され出した。これに対し、教会法の専門家は戦費・防衛費としての純粋に世俗的な出費にたいする負担義務があるかという問いを発し、この論争は長く続いた。また対抗的に、ボニファティウス八世の大勅書「クンリキス ライカ Clericis laicos, 1296」が発せられ、教皇の許可なしに、同教もしくは修道院が国家に納税するなどを禁止すると、う事態も生じた。

教皇と国王の至上権の争いが激しくなるにつれ、その中間にいる在俗聖職者、修道士は良き市民、愛国者をもつて任じていただけに苦境に立つてゐる<sup>(1)</sup>ことになつた。

この地域に在住するのは、自己の生活とは関わりのないところで政治が動かされ、したがつて、住民と密着

する聖職者もまだその若鏡の立場に立たねばならなかった。

- (1) Swanson, op. cit., p. 141.
- (2) Henri Pirenne, *Histoire de l'Europe des Invasions au XVI<sup>e</sup> siècle*, [A History of Europe from the Invasions to the XVI Century. trans. by B. Mail, 1939.] ハンス・ブルハルト著、『ヨーロッパの歴史一括三巻』ローランド帝国の體から近代初頭まで』、訳々木訳[口説、鶴文社、一九九一年、1104頁]。
- なおハーマン征服の教會の關係については、Swanson, op. cit., p. 140 et seq. マトマン、前掲八六頁。浜林、前掲四二頁以下。
- またグレンガリウス七世(1071—1085)とカイリアム征服王の關係については、ハルマン征服後のイングランド教會につき大陸の教會との同質化を図るが、叙任権に関する限り、カイリアムは主張を曲げなかつた。(「古來の自由」を権力についた)ハゼ、前掲三七一—八頁。マトマン、前掲八一一—三頁。
- なおクレナウス七世の改革については、本章第一前第一款に述べておいたが、なおその改革のプログラムについて、Tierney, op. cit., p. 45 et seq. 参照。
- (3) ルノハヌ、前掲110—1頁。
- (4) ルノハヌ、前掲111—1頁。
- (5) R. C. Van Caenegem, *The Birth of the English Common Law*, 2nd, 1988, p. 13. ハリショ、前掲八四頁。
- なお、ランフランクとアンセルムの二人は、一一世紀後期における時代最高の學者として正当な評価を受けていたところ。ヤーリス・キー、前掲七四頁。
- (6) Report, op. cit., p. 19.
- (7) Report, ibid.
- (8) Swanson, op. cit., p. 140.
- (9) 浜林、前掲四三頁。
- (10) ムアマン、前掲八七頁。
- (11) 浜林、前掲四五頁。なおアンセルムの君主觀がランフランクと異なつていた点については、マトマン、前掲八七、八九頁。要は、ランフランクは古い型の改革者で、その領土内では世俗君主に対する主權を認めるのに對して、アンセルム

スは、教皇の「権威」を第一義的に考えていた。

(12) J. W. Jones, *Historical Introduction to the Theory of Law*, 1940, p. 12 et seq.

この注釈学派 *glossatores* に触れておあたゞ。この点は多く既に紹介されたが、法学的先駆形態を打ち出したのがこの注釈学派であったこととは留意して然るべやかと思つ。

かかる注釈学派は、ボローリャの法学校から始まる。それは一〇八八年の少し前に教授し始めたイルネリウス *Innerius* の著作の影響による。そこでは既に一二世紀前半のアクリルシウス *Accursius* の一大注釈 [Glossa ordinaria] が支配していく。そしてこの注釈方法はビザンチンの法学校の有用な教授方法であった。西欧においても日々その写本生がかかるテキストにプリミティヴな形でそれらの注釈を日々書き込んだ。尤も、ペイルートとボローリアとの間には直接の連結はなかつた。西欧で、その方法を採択したのはおそらくイルネリウスで、その方法を借用したのは、おそらく東西のロマニストからであるより、封建法に利害関係をもつていたロンバルディストからではないかと推測されている。しかし、イルネリウス達の注釈学派の業績は、先行者や他のもの達とすべて異なつてゐる。それ故、イルネリウスと共に新しい法の勉強方法が拓けたと考えた方がよいという。彼らは、ローマ法の解釈と体系的説明に腐心したが、それが講義室以外ではなんら有効な影響をもつていていたわけではないことをよく知つてゐた。しかし彼らは教師であると共に実務家であつた。ロンバルディの準則にも封建法や慣習にも接してゐた。したがつて、旧法と新法の分岐点に留意するのが常であつた。現在のもので補足しえないと分かると、ローマ法の語葉つかいでそのニーズに応じうる限りそれに依拠した。例えば、領主の封臣の保有権にいれらのテキストの「リカム dominium を認めるわけにはいかないが、その救済方法にローマの地上の負担を負う者 *superficiarius* と認められた訴権 *actio utilis* を記す」とによつて、領主の本来の所有権 *dominium directum* と相対して利用しうる所有権 *dominium utile* として彼に帰属させる方向へ一步踏み出した。そしてまた彼が *universitas* とこれらふたつにて語られる構成員相互と全体としてのグループに対する人的物的関係がローマの法律学者に知られてゐるがなるかの全く異なるものとしての、政治的、宗教的かつ封建的グループをもつたの語葉で意味していた。

cfr. O. F. Robinson, T. D. Fergus, W. M. Gordon, *European Legal History*, 1994, p. 43. [3. 2. The Importance of the Glossatores.] (なお、後醍醐天皇時代後に触れる。)

- (13) タトノハシノ条例が一一六四年に発せられたが一一七一年には廃止された。マトマハ、前掲一〇二二頁。  
(14) Holdsworth, op. cit., [Some Makers], p. 8 et seq.  
(15) パラタネラ、前掲上巻一七頁。

- (16) Gaenegem, op. cit., pp. 114~7. 諸 | 11 | 一回印°
- (17) ムトカラムベニシドセ、ヨーローリーの疑惑を処女娘イギリスに植えられたムルの謎アキラ。 Ullmann, Law and Politics, op. cit., p. 97; Potter, op. cit., pp. 250~1; Pollock & Maitland, op. cit., vol. I pp. 118~9.
- (18) Hall, op. cit., pp. X VII~VIII. ハラハラ、前編 | 一回印°
- (19) Hall, op. cit., p. XI.
- (20) Helmholz, op. cit., [Canon] p. 210. リの些、別の角度からみたのが、ヨーロッパ『マニタラムの法の形成と近代的変化』一九八二年、鶴文社「第1篇成立期」。・ローマ研究に関する新動向。尤も、本研究は、くわいい一世一世を中心に、名勝詔題始令状と距離地の発展と確立をめぐる「同法手続化」と捉へてある。リの些、先に紹介したカハノ法と裁判所の整備状況と照らすと、同教手続の制度的整備による程度はなか、アルの問題は残つてゐるが、此の點は残つてゐる。
- (21) Plucknett, The Relations Between Roman Law and English Common Law Down to the Sixteenth Century; A General Survey, 3 U. Toronto L. J. 24 (1939) サルタムスリード°
- (22) Sherman, The Romanization of English Law, 23 Yale L. J. 318 (1914) サルタムスリード°
- (23) Helmholz Canon Law and The English Common Law, in Canon Law and the Law of England, op. cit., p. 1 et seq.
- (24) Holdsworth, HEL, vol. 2, p. 174 et seq.
- (25) 森護、『英國判例史』、大修館、一九八六年、四七回°
- (26) 森、前掲四七回°
- (27) ed with Introduction, Notes and Translation by G. D. G. Hall, Tractatus de legibus et consuetudinibus regni Anglie, 1965. p. xi.
- (28) Maitland, op. cit., [English Legal History], p. 32.
- (29) Maitland, op. cit., p. 31; Holdsworth, HEL, vol. 2, p. 147.
- (30) Maitland, op. cit., p. 31, n. 1.
- (31) Holdsworth, HEL, vol. 2, pp. 148~9.
- (32) Maitland, op. cit., p. 32.
- (33) 鶴 | 鹤鶴 | 鶴鶴 | 鶴 | 田子の隠れ里°
- (34) Holdsworth, op. cit., [Some Makers], p. 8.

- (35) Holdsworth, op. cit., pp. 8~12.
- (36) Holdsworth, op. cit., p. 13.
- (37) (38) Holdsworth, op. cit., p. 14.
- (39) Holdsworth, op. cit., p. 15.
- (40) Holdsworth, op. cit., pp. 15~16.
- (41) 脊尾、福澤 | 111頁。
- (42) Holdsworth, op. cit., p. 16.
- (43) Holdsworth, ibid ; HEL, vol. 2, pp. 226~8.
- (44) Holdsworth, ibid ; HEL, vol. 2, pp. 230~1.
- (45) Caenegem, op. cit., p. 117. 脊 | 111頁。
- (46) ハンガーブルク神聖ローマ皇帝フリードリッヒ1世（1111~1150）の統治下にあつた。尤も、ハンガリー王国と神聖ローマ帝国は隣係がなかつたが、遺産としてハーメルンが承継し、ハーメルン、従来のドイツ、ローバルディア、アンラーテの他よりの地をえて、ヨーロッパ最大の強国となつた。しかも彼は「イツムラウ」の地を中心と支配を拡充することを意図してゐたので、教皇などにて極めて強力な敵手となつたといわれぬ。とばくいかず、彼は11世紀の十字軍に加わって東方遠征を行つてゐる。M. Keen, A History of Medieval Europe. ウーラブ・キー、『ヨーロッパ中世纪』、橋本八男訳、筑立出版、一九七八年、1回目111頁。
- (47) Caenegem, op. cit., pp. 117~8. 脊 | 111頁~121頁。
- (48) イギリスのかへんがたれを説いてゐるが、cf. Helmholz, op. cit., [Canon] pp. 52~3, 146~7.
- (49) ムトゥハ、前掲 | 111~112頁。
- (50) ムアマン、前掲 | 111頁。
- (51) ムアマン、前掲 | 111頁。
- (52) ムアマン、前掲 | 111頁。
- (53) ムアマン、前掲 | 111頁。
- (54) ムアマン、前掲 | 111頁。
- (55) ムアマン、前掲 | 111頁。
- (56) ムアマン、前掲 | 111頁。

- (57) ムアマン、前掲一三一頁。
- (58) ムアマン、前掲一三〇頁。
- (59) ムアマン、前掲一三一頁以下。
- (60) ムアマン・前掲一三一一三頁。
- (61) (62) ムアマン、前掲一三三一頁。
- (63) ムアマン、前掲一三三一四頁。
- (64) (65) ムアマン、前掲一三四頁。
- (66) ムアマン、前掲一四〇頁以下。
- (67) (68) ムアマン、前掲一四〇頁。
- (69) (70) (71) ムアマン、前掲一四一一頁。
- (72) ムアマン、前掲一四一一頁以下。
- (73) ムアマン、前掲一四三頁。
- (74) ムアマン、前掲一四三一四頁。
- (75) ムアマン、前掲一四四頁以下。
- (76) (77) ムアマン、前掲一三五頁。
- (78) G. M. Trevelyan, History of England, 1925. ムンカヒコトノ『イギリス史』、1、大鰐真田謹訳、みやや書房、一九七三〇年、一七七頁以下。
- (79) トレヴェリアン、前掲一七七頁以下。
- (80) トレヴェリアン、前掲一八〇頁。
- (81) ムアマン、前掲一三七頁。
- (82) ムアマン、前掲一三八頁。
- (83) ムアマン、前掲一三八一九頁。
- (84) ムアマン、前掲一三九頁。
- (85) ムアマン、前掲一七〇頁以下。
- (86) ムアマン、前掲一七〇頁。宗教改革などケンブリッジ大学のカヘン、前掲二〇二頁。cf. Helmholtz, op. cit., [Canon], pp. 35, 123, 149. カノン法の正式研究中止にいたる。cf. pp. 35, 123, 149~50.

- (87) マトマハ、前掲 | 七〇— | 頁。
- (88) マトマハ、前掲 | 七 | 頁。
- (89)(90) マアマン、前掲 | 七 | 頁。
- (91)(92) マアマン、前掲 | 七 | 頁。
- (93) マトマハ、前掲 | 七回目。
- (94) Holdsworth, op. cit., [Some Makers], p. 16 et seq. ; T. F. T. Plucknett, Early English Legal Literature, 1958, p. 48 et seq. ハラタタキテ、注釋ト日本大同書院。
- (95) Caenegem, op. cit., p. 118. 諸 | 11回目。
- (96) Travers Swiss, Introduction to the 'Henrici de Bracton de Legibus et Consuetudinibus Angliae', 1878, in Bracton, ed by Sir T. Twiss, vol. 1, p. XI.
- (97) Twiss, ibid ; Caenegem, op. cit., p. 97. 諸 | 10回目。
- (98) Twiss, op. cit., p. XXX VIII.
- (99) Twiss, op. cit., p. XL.
- (100) Twiss, op. cit., p. XXIX.
- (101) Holdsworth, op. cit., [Some Makers] , p. 21.
- (102) Holdsworth, op. cit., [Some Makers] , p. 20.
- (103) Holdsworth, op. cit., [Some Makers] , p. 21.
- (104) Holdsworth, op. cit., [Some Makers] , p. 22.
- (105) マトマハ、前掲 | 四五頁。Holdsworth, HEL, vol. 2, pp. 291 et seq. 教科書ノシヤサ op. cit., pp. 304 et seq. ハル
- 本節第11款 | 11回目「主翁裁判所の確立」参照。
- (106) 森、前掲 | 〇一 | 二回目。
- (107) マトマハ、前掲 | 四五頁。シターラ、ヒューバー、主の最初の構成者、聖職者、カヘリベー、ロー・法廷裁判官や他の古く  
ローマ・ローマの法律家の時代が持つてゐた事実。H. Potter, op. cit., p. 252.
- (108) マトマハ、前掲 | 四五頁。Holdsworth, op. cit., [Some Makers] , pp. 25 et seq. 彼は、①國家の構成を定義せよが、  
②ローマ・ローマ裁判所の構成と連絡を定義せよが、③ローマ・ローマ裁判所と他の裁判所などに國家の諸部門との関係を  
定義せよが、④法の全分野に亘る立法活動を行つた。しかし、それは、いふべき時代の反映であり、他は彼個人の資質に

よる。一三世紀後半は、ヨーロッパは、体制を形成するための立法活動の盛んな時期であった。「例えば、シリューのフレデリック一世、フランスのルイ九世、カスティユのエドワード二世の養父のアルフォンソ一世の立法活動を指摘しろ。」他方、彼はイタリーや東方を旅行し、フランスの十字軍と交わり、エルサレム会議の如き時代の立法活動の記念碑的なものを知る機会に恵まれた。また聖ルイ学校とか、フランスの有名な法学者と知り合った。」

- (109) (110) ムアマン、前掲一四七一八頁。  
(111) ムアマン、前掲一四七一八頁。

#### (五) 「権威」の分裂化—地域的断片性「一四世紀初頭までの要約」

前述の如く、イギリスは、ローマ教会の「普遍的権威」の内に包摂されながら、イギリスの特殊性を生み出すという複雑性を保有していた。しかし、宗教改革までは、基本的にその構造を保持していたにせよ、宗教改革がイギリス的な形態で生み出されてくるには、なんらかの大陸におけるルネサンス、宗教改革とは異なった要因が働かなければならぬ。極めて大雑把に捉えれば、その一つは、特殊イギリス的な教権と王権の関係から生じる教会裁判所とカノン法への外在的制約である。もう一つは、イギリスにおける教会の裁治権自体の質的变化の過程である。イタリー・フランスを中心としたカトリック教会の「権威」は、世俗社会の権力機構の整備に反比例し、次第に前者の自己崩壊の兆しを見せ、その間を縫つて、世俗権力の統治機構が優位に立つて前者に代位してくる過程は、ヨーロッパで一様ではなく、ここに特殊イギリスの状況を暗示する課題が生じてくる。

そこでここでは一四世紀初めまでの教会内の質的転化の一つとして、前述の歴史的特殊性の考察の中から、とくにイギリスにおける教会の裁治権の分裂状況に触れ、「権威」の多元化と地域性の問題を要約しておきたい。<sup>(1)</sup>

前述のところからの「権威」の多元化の指摘として、特使派遣と修道院・托鉢修道士の役割を暗示したが、それらは

またいざれも一四世紀初頭までに、世俗化し、一部のこれら集団に富の集積状態を現出すると共に、次第に、その「権威」を維持する靈的実質的基盤を一般的に喪失し、世俗権力と本質的に変らぬ状況を示し始めた。

尤も当時の歴史が、主要な事件と人物に関するものに片寄り、その足跡を記録として残しうるが、一般人——商人、職人、農夫、小売商人——の日常生活は記録らしいものを殆ど残していない。彼らが何を考えていたかを知ることは困難であるという。<sup>(2)</sup> したがつて、社会を包括的に捉え、その中でこの問題を瞥見することすら不可能であるといわれている。しかし「中世を通じて教会は、社会で非常に重要な地位を占めてきた。教会の一員であることより生じる責任は、今日の人間が社会における自分の地位を危うくすることなしに、受諾したり拒否したりできるような選択の問題ではなかつた。」「教会の重圧は庶民の上にのしかかり、耐え難いほど大きいことが多かつた。しかし、教会の権威そのものを疑つたり、その要求や権限を無視する者は、稀であつた」<sup>(3)</sup> ことだけは確実である。したがつて、その社会における「権威」の喪失がいかに社会の変遷と結びついていたかは容易に想像しうる。外圧に長い間耐え抜いてきた歴史をもつ教会であるので、その「権威」の喪失は單なる外圧によつて変質するとは考えられず、教会内の要因が大きく働いたいわざるをえない。

ただ、イギリスの教会もローマの教会の一環を形成していたことより、職務的、地域的に断片的な「権威」しかもたぬものに同一の制度的命名法が付されたため、イギリスの教会の実態を正確に画定する企てもまた著しく困難なものになつていると指摘されている。しかも制度は孤立して存在するものではなく、またその担い手によつて刻々形成され変化されてくるものがあるので、なおイギリス教会の実態はさらに混み入つた関係になつていてといわれている。<sup>(4)</sup>

そこで以下、一四世紀以降教会の「権威」の喪失過程をもたらす、イギリス内の「権威」の多元化地域化という点に絞つて要述しておきたい。

### ① 特権の派遣による不正規性の発生—托鉢修道士団<sup>(5)</sup>

まず先にも言及した如く教皇庁の特使の派遣ということは、組織の中央集権性ならびに特権の付与の中央集権化ということと競合してくる契機を作るが、それのみならず、それは司教区のもつ地方性との衝突の契機をつくることになつた。いま地方性との衝突について見るに、イギリスの場合には、階層的に構成された教会に対する二つの脅威が存在していたという。その第一は、位階制を形成する教会の権限が、特権の付与された宗教団の一定の地位づけによつて挑まれ、それが相当部分において教会の階層秩序に対する変則性をもたらしたという。ことにそれは通常の裁治権の諸準則に対しても、また、教会の正規でない部分の統制に対して除外例をもたらした<sup>(6)</sup>。それは「權威」の分裂ということであろう。

その具体例としては先にも触れた托鉢修道士団（カーミライツ・オーステン・ヘリッツ、フランスカンズ、ドミニカンズ）を挙げることができる。彼らは、教皇からの特権の付与、彼らの人と家屋に関する管轄的独立、ならびに、徘徊慣行に伴う通常の教会秩序に対する脅威が与えられたという。しかし、その本質的脅威は、前述の如くむしろ財政的な問題であったともされている。さらに、彼らの脅威は規律関係においても生じた。ことに世俗人に対する通常の規律手続きを無視した「告白の聴聞と説教」は司教を中心とする在来の教会にとって脅威の標的になつてくる。この問題の多くは、先に触れたボナファティウス八世によって出された「スペル・カセドラム」勅書において一応克服されたが、しかし、托鉢修道士はなお彼らの世俗の同胞に対し敵対者になり、時々、衝突を引き起こしていた。その点を除いても、なお托鉢修道士は、司教の裁治権から除かれ続けられていたのである。<sup>(7)</sup>

また非托鉢修道士団は、より有意の問題を提起したわけではなかつたが、しかし、セント・ジョン軍隊団等はやはり司教の裁治権の範囲を越えていた。これら集団は自己の自律的装置をもつており、中央集権的システムに対して除外例

を形成してくる。しかもこれらの除外的規律は、中央集権的な統制に対して退行的影響力をもつていた。<sup>(8)</sup> なおこれらの除外的特權に対しても、教皇の中央統制は継続していたと思われるかも知れぬが、大分裂時代（一三七八—一四〇九）には、英仏が別々の教皇を認めていたので、その統制はますます減退していった。<sup>(9)</sup>

## ② 司教区の地域的断片性

脅威の第二は、地域的なものであつた。

司教、大助祭 archdeacon、地方監督 rural dean という位階制度は理想的ではあるが、現実は、広域的断片性によつて位階制が妨げられていた。それは特有の裁治権の存在に対し、より行政の一貫性と効率性への相当の妨害を形成していた。<sup>(10)</sup>

ところでの特有性の起源は曖昧であつた。その大部分は、ノルマン征服前からの「私有教会」<sup>(11)</sup>と称せられたものの遺制であったという。それは、カンタベリイ大司教区の飛び地の部分、ヨーク大司教区内のダラムの特有教会、国王の若干の付属礼拝堂 free chapel にも当てはまる。しかも、この特有の裁治権の型は年々増加し、一五世紀になつても増え続けたという。尤も、これらの特有の裁治権が地方の司教区の「権威」からどれだけ独立していたかという点はいろいろあつたし、若干の特殊教会は、司教の視察に事実上服していた。だがそれ以上にものではなく、場合によつては、小型司教区を形成するに等しかつたこともあるという。しかもかかる除外宗教団の建物内の俗人および宗教団の土地もまた全面的に除外されていた。だが「靈的権威」の行使に関してはなお問題があり、あらゆる特有の裁治権は自己の裁判所を保有しているが、その権限は大幅に種々様々であった。若干のものは、検認事項の監視以上には殆ど出ない。他のところでは、教皇ないし大司教裁判所の下級の最終的措置権をもつていた。従つて、その多様性の効果もまた多岐に及んでいた。

国王付属礼拝堂の例外の範囲内においては、国王の「権威」は時々教皇あるいは司教のそれに匹敵した。一般的に特有教会は排他的に教会の手中にあつたが、付属礼拝堂のあるものは、事実上において教会によつて保持されていたといふ。<sup>(13)</sup>

これらの特有の裁治権の多くの形態は、簡約化された概要を拒むものであつた。最高次元では、数多くの「ミニ司教区」を形成していた。その例の一つは免属状 letter dismissory というものがある。その発行権限の行使は、司教の視察的「権威」からの免除を示している。

そして、かかる司教的機能の行使は当然に特有教会内の大助祭の裁治権の行使を包摂している。また、司教区が司教的靈的裁治権を保持していた一方、特有の裁治権の保持者は、規則的に、大助祭的機能に等しいものを行使していた。

例えばグラストンベリの尼僧院の如き法人は、免属状を下付しえないし、司教の視察に服していたが、なお彼らの支配地域内では、大助祭の監視は免れていた。その代わり、大助祭の機能は、特有教会の保持者へ移譲されていた。<sup>(14)</sup>

これらの小型司教区の創設は、本質的には一〇五〇年以後の除外例の拡大であった。そして一三〇〇年までにこれは事実上完成されたという。しかしそれにも拘らずこの除外の型は変化し続けたという。「そしてこの除外を巡る紛争の最も劇的なものは、一三九五年から一四一〇年に亘つて、オックスフォード大学が、ボナファティウス九世によつて一三九五年に発せられた教令に従つた大司教の視察から免れることを主張したときに生じた紛争を挙げうる」という。<sup>(15)</sup>

除外手続と数多くの準司法的「権威」の創設は、当時のイギリスの教会の裁治権に関する断片図の指標になつていたが、殆どその錯綜の全体像を把握することはできないといわれている。例示すれば、これらの複雜性の中においてのみヨーク司教区の特殊性の例をスワンソンはその実証的研究の結果として提示しうるに過ぎないといつてはいる例を挙げる。<sup>(16)</sup>

「ヘンリー八世のその区域の操作までは、ヨーク司教区はこの国では最大のものであったが、その裁治権の組織は複雑であった。しかしその中で、リッチモンドの大助祭の例がこの問題に関しては最も有意なものであったという。そこでは大助祭自身の準司教管理を発展させていた。そしてかかる独立性が殆ど大司教の「権威」を排除していた。確かに大司教は、ある視察権を保持し、また教皇の特免を認める囑任状を執行する責任はもっていたが、殆どそれ以上のものではない。その他、ここには幾多の特有な裁治権の例外が存在した。<sup>(17)</sup>」

特有教会の権限はまたその他の宗教的礼拝堂などによつても行使されていた。その例として、聖ジョン団は事実上南ヨークシャーの一部において排他的権利をもつていた。尤も、大司教は選舉に参加し、修道院を視察したが、尼僧院はヨークのミンスターの大聖堂参事会員の聖職禄の特権に類するものを享受していた。また、ダラムの司教職とダラムの小修道院は司教の権限を覆すヨーク司教区内の教区における権利を保持し、時々視察のような事項に関し大司教と衝突を惹起していた。これらの問題の殆どは一三五〇年前に解決したが、完全には大司教区の構造に関係教区を統合することはできなかつたという。<sup>(18)</sup>

この特有教会の基礎構造は他の司教区においても同様に存在した。但しその複雜性の点ではいろいろであったが、その他の特有な裁治権の形態は、例えば、ベネディクト派の尼僧院の若干のものは準司教的権利を取得した。また他の者はある程度の自治を達成していた。世俗聖堂の地方執事 dean や参事会 chapters や、修道院聖堂の院長の権限は、ヨーク・ミンスターやそのメンバーの行使する裁治権に匹敵していた。

だがその最前線は絶えず浮動しており、新しいものが生まれ、古いものが崩壊していったという。そしてイギリスの教会の裁治権のマップを複雜なものにしていたといふ。<sup>(19)</sup>

そこで留意しておかねばならぬことは、これらの特有の特権によつてその階層性が歪められてくるのは、地理的な点、

または、その特権の範囲といふ点だけではなく、この階層のそれぞれの次元の性質と責任が変化していくという点にあつた。<sup>(20)</sup>

なお一四世紀後半までに、司教内の行政機構は基礎的には同一であったが、その地位のあるものの性質の点では大きな相違が存在したことにも付記しておきたい。また、一四五〇年までに、司教職は一連の職員によって効果的に運営され、それらのものとしては *sequestrators, vicars-general, officials principal, registrars* その他のものが挙げられうる。しかし、これらの官僚は教会の裁治権の階層内では形式的に決して画定された場所はもつていなかつた。彼らは単なる補助者であつた。彼らの職は慣習的であつたが法的には制度化されていなかつた。しかしこの官僚制は後期中世教会全体を支えるものであつた。

同様のことが大司教区間、地方監督区間の裁治権においても生じていたが、それぞれの司教区内での彼らの任命は大きく変わつていていた。権限的には、この相違は司教にも当てはまり、ダラムの首席司教はロチエスターの司教のそれと同じではなく、後者は大いにカンタベリイの大司教職の従属物であつた。同様にウインチエスターの「權威」はロンドンの司教のそれとは異なつており、後者はカンタベリイ大司教の副摂政の地位にあつた。<sup>(21)</sup> なおいろいろの教会の階層制を乱す権限の相違が、いろいろの領域で生じていた。同一の名称が付されていても、制度間で相違があり、「權威」の断片性に相違を付加していた。したがつて、前述の如く、イギリスの教会は普遍教会の一環を形成していながら、イギリスの教会はいかなるものであつたかといふことを正確に画定することは甚だ複雑化しているため困難な状況にあつた。そして、この複雑性もまた同時代のイギリス全体の一つの要素に過ぎない。そして、教会の組織は、ペスト病から宗教改革の間に、聖職者、世俗人、世俗政府によつて食い物にされた機構をもたらし、教会と社会の関係全体を創りあげていったといふ。<sup>(22)</sup>

これらの断片的な指摘によれば、イギリスにおける王権と教権の関係は、かつての王権の下に私有教会が設置されたような地方性断片性を表現するものではなく、普遍的にローマ・カトリック教会の打ち出した普遍的「権威」に対しても、地域的断片的な、そしてやがて世俗的「権威」と同質化してきている性質のものに転化する要素を孕んでいた」とを知りうる。

- (1) Swanson, op. cit., p. 16 et seq. なお宗教改革前後に亘るイギリスの事情については、小山貞夫「聖職者の特権の世俗化と聖職の崩壊」(『イングランド法の形成と近代的変容』所収、創文社、一九八三年四月) 一九五頁以下。
- (2) ムアマン、前掲一九六頁引。ト。
- (3) マトマン、前掲一九七頁。
- (4) Swanson, op. cit., p. 26.
- (5) 本項①～④を参照。
- (6) (7) (8) Swanson, op. cit., p. 17.
- (9) (10) Swanson, op. cit., p. 18.
- (11) 「私有教会」 じいしゃく、ショトウカッ 「私有教会・教会法史」 前掲参照。
- (12) Swanson, op. cit., pp. 18～9.
- (13) Swanson, op. cit., p. 19.
- (14) Swanson, op. cit., pp. 19～20.
- (15) Swanson, op. cit., p. 20.
- (16) Swanson, op. cit., p. 21.
- (17) Swanson, op. cit., p. 22.
- (18) Swanson, op. cit., pp. 23～4.
- (19) Swanson, op. cit., p. 24.
- (20) Swanson, op. cit., pp. 24～5.

- (21) Swanson, op. cit., p. 25.  
(22) Swanson, op. cit., p. 26.